

# 第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 16 日

平成23年第2回座間味村議会定例会会議録

|  |             |                          |               |         |
|--|-------------|--------------------------|---------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                    | 平成23年6月16日  |                          |               |         |
| 招 集 場 所                                      | 座間味村議会議場    |                          |               |         |
| 開 閉 会 等<br>日 時 宣 告                           | 開 会         | 平成23年6月16日 午前10時00分 議長宣言 |               |         |
|  | 閉 会         | 平成23年6月16日 午後2時50分 議長宣言  |               |         |
| 出 席 議 員<br>(応 招)                             | 議 席 号       | 氏 名                      | 議 席 号         | 氏 名     |
|  | 1 番         | 大 城 晃                    | 6 番           | 宮 里 清之助 |
|  | 2 番         | 金 城 勝 英                  | 7 番           | 宮 里 祐 司 |
|  | 3 番         | 金 城 善 昇                  | 8 番           | 中 村 秀 克 |
|  | 5 番         | 金 城 弘 昭                  |               |         |
| 欠 席 議 員<br>(不 応 招)                           | 議 席 号       | 氏 名                      | 議 席 号         | 氏 名     |
|  |             |                          |               |         |
|  |             |                          |               |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                | 3 番         | 金 城 善 昇                  | 5 番           | 金 城 弘 昭 |
| 職務のため議場に出<br>席した者                            | 事 務 局 長     | 宮 城 武                    | 臨 時 書 記       |         |
|  | 村 長         | 宮 里 哲                    | 産 業 振 興 課 長   | 金 城 英 幸 |
| 地方自治法第121条<br>により説明のため議<br>場に出席した者の職<br>及び氏名 | 教 育 長       | 仲 地 勇                    | 産 業 振 興 課 参 事 | 宮 平 優   |
|  | 政 策 調 整 監   | 垣 花 健                    | 会 計 課 長       | 金 城 英 隆 |
|  | 総 務 課 長     | 大 城 直 人                  | 教 育 課 長       | 宮 村 英 美 |
|  | 住 民 課 長     | 宮 平 真由美                  |               |         |
|  | 公 営 企 業 課 長 | 野 崎 康                    |               |         |
|  |             |                          |               |         |

平成23年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成23年6月16日午前10時00分開会）

| 日 程 | 議 案 番 号     | 件 名  |
|-----|-------------|--|
| 1   |             | 諸般の報告  |
| 2   |             | 行政報告   |
| 3   |             | 会議録署名議員の指名                                     |
| 4   |             | 会期の決定  |
| 5   |             | 一般質問   |
| 6   |             | 提出議案の説明について（議案第15号～議案第23号まで）                   |
| 7   | 議 案 第 1 5 号 | 専決処分の承認について（平成22年度座間味村一般会計補正予算）                |
| 8   | 議 案 第 1 6 号 | 専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）           |
| 9   | 議 案 第 1 7 号 | 専決処分の承認について（座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例）            |
| 10  | 議 案 第 1 8 号 | 専決処分の承認について（平成23年度座間味村一般会計補正予算）                |
| 11  | 議 案 第 1 9 号 | 専決処分の承認について（平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算）            |
| 12  | 議 案 第 2 0 号 | 緊急雇用道路清掃中の事故に関する和解等について                        |
| 13  | 議 案 第 2 1 号 | 平成23年度座間味村一般会計補正予算について                         |
| 14  | 議 案 第 2 2 号 | 座間味村税条例の一部を改正する条例について                          |
| 15  | 議 案 第 2 3 号 | 沖縄県消防通信指令施設運営協議会の設置について                        |
| 16  | 同 意 第 2 号   | 座間味村教育委員会委員の任命について                             |
| 17  | 報 告 第 1 号   | 平成22年度座間味村繰越明許費繰越計算書について（一般会計）                 |
| 18  | 報 告 第 2 号   | 平成22年度座間味村繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）           |
| 19  | 報 告 第 3 号   | 平成22年度座間味村繰越明許費繰越計算書について（漁業集落排水事業特別会計）         |
| 20  | 発 議 第 3 号   | 義務教育国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書について                  |
| 21  | 発 議 第 4 号   | 嘉手納基地並びに普天間飛行場における訓練激化・騒音激増及び外来機飛来に関する抗議決議について |
| 22  | 発 議 第 5 号   | 日米地位協定の抜本的な改定を求める要望決議について                      |

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成23年第2回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

平成23年3月11日～6月16日まで

|       |   |
|-------|---|
| 3月11日 | 三校卒業式                                   |
| 3月22日 | 第1回広報特別委員会<br>全員協議会                     |
| 4月 8日 | 三校入学式                                   |
| 4月15日 | 第2回広報特別委員会                              |
| 4月23日 | 海びらき                                    |
| 4月27日 | 県離島振興市町村議長会総会（自治会館）                     |
| 4月28日 | 南部離島町村連絡協議会（自治会館）<br>県・市町村行政連絡協議会（自治会館） |
| 6月 2日 | 県企画部との南部地区市町村議長意見交換会（自治会館）              |
| 6月14日 | 全員協議会                                   |
| 6月16日 | 第2回定例議会                                 |

日程第2．行政報告を行います。

村長からの行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょう1日よろしくお願いたします。それでは行政報告を行います。平成23年第2回座間味村議会定例会行政報告でございます。お手元に資料をお配りしております。

行 政 報 告

平成23年6月16日

平成23年第1回座間味村議会定例会（3月11日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

|       |       |              |
|-------|-------|--------------|
| 平成23年 | 3月11日 | 阿嘉小中学校卒業式    |
|       | 17日   | 座間味幼稚園卒園式    |
|       | 18日   | 沖縄防衛局来訪      |
|       | 〃     | 市町村講演会       |
|       | 21日   | 南部トリムマラソン開会式 |
|       | 23日   | 建水社表敬 目録贈呈式  |
|       | 24日   | 座間味小中学校職員離任式 |

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 3月25日 | 離島海運振興株式会社 取締役会            |
| 29日   | 対米請求権事業協会 総会               |
| 30日   | 消防広域化等研究協議会                |
| 〃     | 消防広域化推進協議会設立総会             |
| 4月 1日 | 定期人事異動辞令交付式                |
| 4日    | 座間味小中学校辞令交付式               |
| 5日    | 全日本海員組合沖縄支部長来訪             |
| 7日    | 沖縄県企画部企画振興統括監面談            |
| 〃     | 沖縄県総務部長面談                  |
| 8日    | 座間味小中学校入学式                 |
| 〃     | 慶留間小中学校入学式                 |
| 11日   | 座間味幼稚園入園式                  |
| 12日   | 第4次総合計画審議会委嘱式              |
| 13日   | カルティベート 開社長来訪              |
| 〃     | 座間味ダイビング協会定期総会懇親会          |
| 14日   | 興洋エンジニア社来訪 挨拶              |
| 〃     | 村道座間味阿佐線 阿佐区民説明会           |
| 19日   | 沖縄県道路管理課・環境整備課へ挨拶          |
| 〃     | 企画部長との意見交換会                |
| 21日   | 環境省那覇自然環境事務所長 来訪           |
| 〃     | 内閣府沖縄振興局中野参事官 来訪           |
| 22日   | 沖縄から東日本へチムグクルを届ける大会 参加     |
| 23日   | 海開き                        |
| 〃     | 中山石垣市長及び宜保豊見城市長 来訪         |
| 26日   | 竹澤沖縄総合事務局長 来訪              |
| 27日   | 総合事務局運輸部長 面談               |
| 〃     | 南部市町村会定例総会                 |
| 28日   | 南部離島町村長連絡協議会               |
| 〃     | 県民の警察官表彰式                  |
| 〃     | 市町村行政連絡会議                  |
| 5月10日 | 環境省リサイクル推進室坂口補佐 面談         |
| 12日   | 南部振興会評議員会                  |
| 〃     | 郷友会懇親会                     |
| 13日   | 道路整備促進期成同盟会                |
| 〃     | 県道路利用者会議                   |
| 〃     | 離島航路確保維持協議会                |
| 14日   | 体協バレーボール大会                 |
| 17日   | 沖縄情報通信懇談会総会                |
| 〃     | WWフェスタ協賛企業訪問               |
| 〃     | 平成23年度座間味村商工会通常総会（政策調整監代読） |

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 5月18日 | WWフェスタ協賛企業訪問          |
| 19日   | NTT ユビキタス企業報告 来訪      |
| 20日   | 漁協組合長 来訪              |
| 〃     | 座間味区総会                |
| 23日   | 修学旅行入村式 長瀬中学校         |
| 25日   | 沖縄総合事務局理財課長村財務状況報告 来訪 |
| 〃     | 阿佐区総会                 |
| 26日   | 青少年育成村民会議             |
| 〃     | 学力向上対策推進会議総会          |
| 〃     | 21ごまみ社来訪（水中可視光通信事業）   |
| 27日   | 第1回消防広域化推進協議会         |
| 28日   | 座間味村災害対策本部            |
| 30日   | 沖縄総合事務局開発建設部との意見交換会   |
| 6月 1日 | 県選出衆議院議員への要請活動（東京都）   |
| 2日    | 全国離島振興協議会総会（東京都）～4日   |
| 4日    | 阿嘉老人クラブ総会（政策調整監代読）    |
| 〃     | 体協野球大会                |
| 6日    | 修学旅行入村式 三島中           |
| 〃     | 阿嘉区総会                 |
| 7日    | JICA 東ティモール青年と意見交換    |
| 〃     | 阿真区総会                 |
| 8日    | （株）21ごまみ決算調整          |
| 〃     | 座間味老人クラブ総会            |
| 10日   | 那覇署長に警察官応援要請          |
| 〃     | 那覇市 仲村副市長と面談          |
| 〃     | 宮城恒彦先生激励会             |
| 15日   | 沖総局経済産業部長表敬           |
| 〃     | 水難事故防止協議会             |

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで、村長の行政報告を終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 金城善昇議員及び5番 金城弘昭議員を指名いたします。

日程第4．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者・答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

通告してありますとおり、今回はちょっと内容をまとめて書いてありますので、これまでの私の一般質問の方法とはちょっと違っております。これまでは質問事項という所に、ほとんど何も書いていない状況だったのですが、なぜこれを書いたかということです。これまで私や私以外にも多くの一般質問をしてきていますが、それに対し余りにも何の対応もされていない事。何の改善も見られないところが多いということで、また、これまでちぐはぐな答弁が多かったものですから、内容をまず書いて、適切に答えていただくようにということで書いてあります。

1、これまで海域を中心に自然保護を実施してきて、エコツーリズム法の立法化にかかわってきた座間味村ですが、条例化に積極的でないのはなぜなのか、また、陸域（特に山域）の環境が悪化しており、雨による土砂流出における海域への影響が著しくなっておりますが、無策に放置されている状態です。特に外来種であるソウシジュ（相思樹）、モクマオウ（木麻黄）の防風林、防潮林以外のものについての今後の取り扱いを質問いたします。御存じのとおり、このエコツーリズム法というものを今、推進しようということで、これは10年以上前から海域の保護を含めてやってきて、海の第一号のエコツーリズム法の適用ということを目指して私どもは頑張っておりますが、渡嘉敷、座間味村の両方です。最初はダイビング関係者、あと漁業者だけの団体からの保護が始まったのですが、今はもう両村、行政を含めた自然保護活動ということで、国や海外的にも非常に効果を上げています。環境省のほうから、このエコツーリズム法というのをつくって、地域で条例化して皆さんで思い切り保護活動も。そこで生産的な活動も行ってくださいということで、このエコツーリズム法というのができております。しかし今、条例化がまだまだできていないということで、ストップしている状態といいますか、この間、私は環境省のほうの那覇事務所のほうに連絡をとっておりますけれども、座間味村の方がまだちょっと消極的でありますねという話なのです。それで、何故、積極的に今まで取り組んできたことが、ここにきて足踏みをしているのか。その辺をちょっとどういう理由でなのかをお答え願えますか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの質問にお答えいたします。エコツーリズム推進全体構想については現在、那覇自然保護事務所経由で環境省そして国土交通省、文部科学省、農林水産省への事前協議をしている段階であります。事前協議が終わり次第、本申請の手続に入ることになります。条例については認定され次第、渡嘉敷村と慶良間、サンゴ礁保全利用部会、そして各ダイビング協会等と協議を行っていく考えであります。まだ防風林、防潮林以外で幹線道路沿いに生殖している外来種のソウシジュ（相思樹）、モクマオウ（木麻黄）については現場調査を行い、伐採計画等を立てて、樹木剪定または伐採していく考えであります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

エコツーリズム法というのは、私の3番目の質問の観光産業についてとあるんですが、エコツーリズムによって特定観光資源の設定を行うことによって他の地域と差をつけて、ここにしかないものを創る。そうすれば、それを目的に客が集まる、それが狙いなのです。座間味村は海しかないので、海を守ることによって、この地域を守るんだ、自分たちは十何年間進めてきました。はっきり言ってサンゴ礁が無くなったら、石を見に来る観光客が来ますか、タイムスの6月4日の記事がここにありま

すが、体験観光で南部おこし、南部6市町が農山漁村協結成とあるんですが、地域にしかないもの、地域を活かした観光産業をしようとするんです。自分たちは十何年間先んじてやってきたのに、なぜ足踏みする必要あるのか、県、国も加入しているので、各省庁にこっちから積極的に行って、積極的に「早く認定してくれ」という感じでやらないと、はっきり言って、ほかのところも真似し始めていますから、そこを先にやられたら、第1号にはなれませんから。第1号であるか、第3号、第4号であるかでは、価値が全然違いますから。その辺も含めて考えてやっていただきたい。あと、ここには森林・造林計画というのも入っていますので、これも何年前から話しております。これは、幾らオニヒトデをとってサンゴ礁を守ろうとしても、土砂が流れて覆ってしまいますと、サンゴは減っていくのです。だから、要するに山もきれいに手入れをしないと、絶対に海を守ることはできないということで、造林計画をしてくれということでやっていたけれども、去年でしたか、造林計画は座間味は終わりましたということで、予算がついているけれども、「どこですか」、「阿嘉・慶留間ですか」と聞きましたら、「いや、違います。座間味は今からどこをやるか探します」ということで、答弁があったので私は相当怒ったのですが、今度は阿嘉区の総会でも調整官が言っておられましたけれども、「阿嘉に今度、造林計画をやります」ということでありますので、これは早急に、どこをやるかということを決めて、早急に実施してもらいたい。なぜかと言いますと、山に行きますと木が大きいものですから、下草が全然生えてなくて、雨が降ってもそのまま表土がストレートに流れていくんです。だから保水しない、表土だけ海に直接流れて行くから、だから雨が少ないとすぐ断水に至るとか、そういうことになるわけです。だから早目早目にやるということで、5年間計画です。連続何年間という計画でやってください。あと、ここに同じようにありますけれどもモクマオウとソウシジュ、この間の台風でもうひどい状況でした。座間味は私、見ていませんけれども、調整監も産業振興課長も、公営企業課長も台風の翌日はチェーンソーを持って本当の肉体労働をやっていました。ひどい状況です。だから、こういう外来種があることによって、山が荒れる。それで道のそばにそれがずっとありますから、あれははっきり言って花粉もすごい状況ですので、アレルギーを持っている人、今、花粉症で悩まされている人が結構出ていますので、ソウシジュ、モクマオウの両方です。これはものすごい量の花粉が飛びますから。沖縄は花粉症はありませんと銘打って観光客を呼ぼうとしたら、沖縄本島から来た人が、慶良間に来たら花粉症になりましたという人がいますので、那覇に住んでいる人は、そういうのが近くにないので、慶良間は花粉症はありませんと呼んだら、慶良間に来たら涙ぼろぼろというのが結構いますから、そういう原因はもう絶対にこの2つしかない。インターネットを見てもモクマオウは花粉症ありますと書いてありますから、そういうものも、はっきりいってこれは台風のとて、ライフラインの切断もありますから、モクマオウは。あれは風でしなっているように感じますが、簡単に折れますから。これの成長が早いために、電線のそばにあるのが全部電線をたたきますので、停電が起きて、停電が起きるということは浄水場とかも働かないわけです。だから、そういうのも含めてしっかり管理。はっきり言わせて要らない木ですから、除去するか逆にそういうものを使って木炭をつくるか、産業興ししてはどうかと思います。これは鹿児島県の喜界島、奄美群島でありますけれども、向こうでは白炭をつくっているということで新聞とテレビで私、見ましたけれども。畑にこう、耕作放棄したところにモクマオウが自然に生えすぎて、これを伐採したらその辺に野積みするわけにもいかないということで白炭を、要するに備長炭と呼ばれるあれです。あれと同じ種類のものをつくっているわけです。それでまた特産として出していますから、一つの産業として。これは幾らでもありますから、そういう利用のやり方も考えてはどうですかということです。とにかく道路周辺のは直ちに除去するというのが必要ではないかと思っておりますけれども、その辺について村長自体はどう考えますか。

#### ○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずモクマオウ、ソウシジュの件、その辺で今のお話は非常にありがたいと思っております。大浜にもその木炭をつくる施設もありますし、そういう大浜の施設の有効利用の一つにもなるのかと思いますし、予算の措置とか、行政的な話で大変申し訳ないんですけども、予算措置はどうするんだとか、人間はどうするんだとかという段取りがまずありますので、その辺を勘案しながら、できるだけ前向きに検討させていただきたいと思っております。またエコツーリズム法の関係も、消極的というわけではなくて、先月ですか、先々月ですか、沖縄事務所の方とお会いして、意見交換をさせていただきましたが、何かしらの決まりごとというのは必要ではないかという意見は私の考えとして持っていますよということ。ただ、まだ国の方のお役所との最終的な調整が進んでいないこと。それが済み次第、うちの課長からも答弁がありましたとおり、その中で次に認可をされた後に、議論をどんどん深めて、私たちだけではなくて渡嘉敷村と両村で連携していかないといけないというのは大きなポイントでございますので、その辺の中で議論を深めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、村長は認可された後に議論をしようと言っていましたけれども、それじゃあ遅いと思うんです。議論をしながら、その中で認可された時点で議会に出して登録をする。そういうふうにしなないと、認可されて、それから議論を深めていって、それはまた何年先に条例になるかわからないわけでしょう。先にやるのが肝心肝要であって、オーケーですよと国から来てから、はい、やりましょうじゃ遅いですよ、これ。実際にこのエコツーリズム法をやるために、環境省の那覇事務所から座間味村でも何回もやって、渡嘉敷村でも説明会を何回もやっていますよね。ということは、その時点で逆に言えば条例化の文書まで出来上がっていて、それが当たり前だと思うぐらいなんです。はっきり言って。これを総合センターで説明会をしたときにも、行政の人はほとんどいないぐらいだったですからね。これはなぜかと私も不思議に思っているぐらいです。それぐらい関心がないのかなと。逆にこういうさっき言った、世界から認められているところが、その担当の行政が知らんぷりしていること自体が、私は違うんじゃないかなと、関心がなさすぎないかなということなんです。だから、積極的に係わって、認可されたら議会の皆さん、これをお願いしますということでやるぐらいじゃないと、認可されて、それから準備を始めるということではだめなんです。もうスタートは15年前からあるわけですから、はっきり言って。それを、今の答弁だと私はちょっと疑問です。はっきり言いますが、村長、1期目はあと2年しかないわけですよ。2年の間にそれが完結するかどうかかわからないわけですよ、今から議論を始めたらどうです。はっきり言いますが、逆に自分が1期目の間にこれに弾みをつけるというぐらいまでやらないと、今のうちに議論していったらだめですよ、はっきり言って。認可がおりてから議論を始めますという答弁だと、先へ進まないとは感じていますから、それについてはどう思いますか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。先ほどの議論を認可後にするという表現はですね、これまでも議論はしていますよと。ただ認可後にもっとちゃんとした形で高等な部分での議論をどんどん深めていかなければいけないという発言の趣旨でございました。これからも事前の勉強会といいますか、お互いの意見交換会を含めた議論というのは積極的に、もちろん村内だけではなくて隣村、渡嘉敷村も含めて行っていこうと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

とにかく同時並行で振興するように。早目早目にオンリーワン、ナンバーワン、両方を目指して動けるようにしてください。モクマオウについてはこの後も同僚議員の一般質問がありますので、モクマオウについてはこの辺にします。

2番目、ケラマジカの今後の対策について。1、これまで、阿嘉、慶留間の議員から何十回となく質問がされているんですが、何ら有効な対策がなされてないんです。確かにワイヤーメッシュが張られているところがあります。ただ集落と山との境を大きくやっているものですから、これの中に、集落側にシカが多いものですから、山に追い出そうとしても追い出せないわけです。逆に。中に一緒にとり囲ってしまっているものだから、その中でえさを食べさせている感じになっているので、本来、これは非常に愚策だと私は考えているんですけど、シカは泳いでも来ますし、目の前に食料が、おいしそうなのがあったら飛び越えても来ますし、下からすり抜けても来ますので、もうちょっと有効な策がとれるはずだということなんです。去年の3月にも話をしました、今年もその話をしたんですけども、農作物以外に児童公園のシカの糞。あれを何とかしてもらわないと、これは環境衛生上、非常に悪いです。何か病気にでもなったときにはもう大変な話ですよ。それとダニが非常に多くなっていますから、子供たちがやられて感染症にでもかかったら大変な話ですよ。ここにも書いてありますけど、最近、夜、集落内を走っているシカが多いんですよ。この集落というのが、ほとんどのところがブロック塀になっていますから、一方から車に驚いたりなんかしたときに、逃げるときに、反対側から人間が来たら間をすり抜けようと思しますから、角が生えているやつがすり抜けをしたら、その角に引っ掛けられます。大けがをしますからね、これは。ナイフで刺されるようなものですから、それぐらい今、厳しい状況になっているんですよ。だけど、これは環境省、文科省、農林水産省、同時に来るといった話があったので、産業振興課の前課長がそういう話をしていたから、その時には。「じゃあ来たら阿嘉島で自分が状況を案内するから、連絡してください」と話しました。何日かたって、「議員、この間来ていましたよ、座間味に」と。それで終わりなんですよ。座間味に来られてもしょうがないんです。実際に阿嘉の状況はわからないんですから。そういうやり方しかできないのかと私は非常に憤っているわけです。確かにシカ自体はこれは天然記念物、そう言われて、みんな手が出せなくなっちゃったんですけど、これははっきり言って阿嘉島にいるのは、全部とって殺しなさいと。この間、阿嘉区の総会で言われましたよね。去年も言われています。今年も言われました。12月の定例会には請願書も出ていますよね。その後に何か有効策はとられたかどうか。とる気があるのかどうかですよ。多分、またあれじゃないですか、予算がどうのこうの出てくると思うんですけど、これ、いつまでもそんなことは言ってられませんよ。シカ全体のことでありますから。はっきり言いまして、阿真区は今、山に桜なんかを植えようとなっていますよね。あれはあと数年したら座間味のシカが数十頭になったら、阿真区のブーゲンビレアとか、ハイビスカスを植えて、あとハマユウですか、植えていますけれども、全部なくなりますよ、あれ。区民は一生懸命努力して花いっぱい運動をしよう、でもシカはどんどん食べて、シカのえさをつくっているようなものですからね。その辺の畑も

全部何もなくなりますよ。あれはユリの根まで掘って食べます。グラジオラスも掘って食べますからね。だからサツマイモなんかは全部なくなりますよ。産業自体をつぶすことになりますよ。観光に使うんだったら使うで有効策をとる。そうしないと、去年、阿嘉区の総会の中で、委員会をつくるという話がありましたよね。つくりましたか。その場しのぎのことであったのか、やる気がないのに、そうっておけばいいやと。役所の得意なあれだね。「検討します」ということは何もしませんということだから。それと全く同じことになっているわけです。今年はどういう有効策をとる計画があるのか、その辺をちょっと。村長の考えをお聞きしたい。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ケラマジカの今後の対策についてお答えいたします。ケラマジカによる農作物や公園、集落の花木等の被害が発生していることは承知しています。夜間の集落内のシカの被害、それも承知しております。これまで文化庁、そして村の単独事業で柵の設置による食害対策を講じてきましたが、完全に解決するところまでは至っておりません。今後、現場を詳細に調査して、有効な対策を検討していく考えであります。先ほどの請願書の提出後の状況なんですけど、これは那覇環境事務所をお願いして、現場等を調査し見てもらって、どういう対策ができるかということをやっております。それで、まだ結果としては有効な対策は出ておりませんが、これからまた環境事務所と調整して対策に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

教育委員会としましては、まず阿嘉島の食害対策については平成14年から3年間、国の補助を受けて耕作地をフェンスで囲って農作物の被害を防いで、ケラマジカ保護対策事業を実施した経緯がありますけれども、阿嘉島で住民とシカは共存共栄できるのか、総合的な方策を検討する必要があると考えております。効果的な食害防止の実施、また天然記念物地域追加指定を是否の判定等について、地域住民や関係機関、あるいは専門家等との議論や意見交換を行っていききたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、教育課長から地域指定の追加の話がありましたけれども、今でさえ大変なところに、これは前の教育長が山の一部を指定させてくれみたいなのがありましたよ。御嶽を。シカはそこから出ますから。御嶽の中には余計、食べ物はありませんからね。あそこは簡単には間伐できませんから、草がないわけですよ、ということは、その周辺に出ていくわけです。周辺にいるのをとって潰してもいいかと言われたら、それは困りますと言います。やっぱり彼らに保護区域の事は教えられませんからとか、わけのわからないことを言ったら、それこそ教育的指導だとして、笑ったことがあるんですけど。要は、人間みたいに「はい、ここからここはいいですよ。ここからここはだめですよ」ということはシカには教えられないわけですよ。だから逆に言えば、今、日本各地で同じようなシカの害があったりしますので、猿とか。そういうときに何をやっているかといったら、やっぱり地域でハンターを雇ったり、あと、犬でエリア分けをするようになってきているわけですよ。やっぱりその悩みも、耕作放棄地が多くなればなるほど、どんどん集落に近寄ってくるわけですよ。要するに隠れ家が多いですから、それで人間がつくっている野菜は目の前にありますから、すぐ食べてうまいですから、どんどん近づいてくるわけですよ。高知県の小さい村なんですけど、逆に集落をワイヤー

メッシュで囲って、人間が檻の中に入っている状況があるんです。向こうも同じように野菜が食べられるものだから、どんどん捨てて、庭に植えても食べられると。自分たちが食べるものがないとなったから、有効手段、山を分けるんじゃなくて集落を、家を全部囲ってしまっているんです。だから、いちいち外に出るのに動物園の動物と同じように開けて、出て、閉めて。そういう感じになっているわけですよ。だから阿嘉もそういう状態に近づいてきているわけですよ。集落を逆に囲ってしまう状態にきていますので、そのままでもいいのか。慶留間の次は阿嘉、阿嘉の次に今度は座間味、全部そうなっていきますよ。農業が全くゼロ。自分たちで食べるものもなくなる。全部那覇から入れるんですか。それはおかしい話ですよ。ふえたら必ず弊害が起きてきますから、観光客は、かわいいでいいかもしれませんが、これは見るところを一部制限して、そこに追い込むという形をつくるにしても何をしてもいいわけですよ。だから、指定をふやすという考えはやめてください。本当に今、那覇事務所に奈良公園でシカを研究していたという人がエコツーリズムの担当になっていますから、女性なんです。その人がエコツーリズムの関係で座間味村に来ると思いますので、そのときにシカの有効対策にはどんなものがありますかと聞いたほうがいいですよ。総合的に座間味村に入れたほうがいいですよ、その人は。かなりの専門家みたいですからね。だから、数的に絶対あの許容範囲では今の半分まで減らさない限り、どんどん入ってきますよ。造林をやることによって、下草をふやしてえさをつくってやるということ、これも大事なことです。だから集落の人は感情的に、もうすべて殺しなさいと言うけれども、果たして本当にそれでいいのかという部分がありますよ。この琉球列島で、琉球列島というか南西諸島で、沖縄本島から与那国までで、シカがいるのはこの慶良間だけです。これは逆に言えば有効利用もできるわけです。有効利用できる部分もあります。でもそれを総合的に考えないといけません。これを観光客に見せるために、阿嘉・慶留間の人には野菜をつくってシカにあげなさいでは通らないわけです。夜、走られてけがをしても、これはみんなのためだから我慢しなさいというわけにはいかないわけです。やはり自然動物は自然で、人間は人間で生活しないと。有効な対策をとるためには何が必要なのか、今後どう考えるか、担当と教育委員会は聞きましたので、村長はどう考えているか。それをちょっとお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず、これからの話の前にですね、確かに去年の阿嘉区の総会で委員会を立ち上げますと、勉強をさせていただきますという話をさせていただきましたが、それはまだ立ち上げができていないという現実でございます。それに対しては本当に申し訳なく思っておりますし、区民の皆様に対しても改めておわびをしたいと考えております。シカですが、議員がおっしゃるように絶滅させていいのかという話がまず大前提にあると思います。阿嘉島からゼロにしていえるのかという議論もあるかと思えます。その辺からまず入っていかないといけなかなというのの一つありますが、それにしても今の状況というのは余り普通じゃないというのも認識させていただいておりますので、これからどういう形で対策を講じていくのか、直接的に簡単な話で言いますと、殺処分をして間引きというのも一つの考え方でしょうし、あるいは生け捕りにして無人島に放すというのも考え方でしょう。間接的などころで言いますと、既に準備をさせていただいている阿嘉島の造林事業。それから耕作放棄地をなくして農業の振興をすることによって、どんどん人が活動する場所をふやしていく。その中でフェンスの問題をどうするかという、いろいろな方法があると思います。それから先ほどお話がありましたように、環境省の事務所に今、非常にシカに詳しい方が赴任して来ているのも承知しておりますので、その方々の意見も踏まえながら、そして島民の実際の農業従事者の方も含めて、ちゃんとした勉強会をできるだけ早い時期に立ち上げていきたいと思っております。その後、これからどういう形でこのシカの対策をしていくのかというのを皆様にもお示しをさせていただいて、一緒にまた議論をさせていただければと

思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、シカのことは阿嘉・慶留間だけの問題のように感じていると思うんです、皆さん。先ほど私が話しましたように、向こうはどんどん数がふえていますから、どんどん座間味のほうに泳いで渡っているんですよ。メス鹿もいますよ。皆さんは見たことないと言っていますけれども、あれは泣き声でわかりますから。数年前からいます。これがどんどんふえていった場合には、知らないうちにふえますから。そうなってきた場合に、座間味でも同様な問題が起こるわけです。そのときからの対策は遅いから、逆に言えば座間味は前もってどうするかというのを決めておかないと、そうやって被害が出てからというのは遅いわけですよ、これ。それこそ阿嘉・慶留間以上な問題が出てきますからね。今のうち、座間味は逆に言えば手を打っておかないと慌てますよ。特に今までいろんな花を植えていますから、食べるものがなかったら皮を剥いて食べますからね。だから花木もだめ、野菜もだめだとなったら、展望台に行っても松の木しかない。そういう状態になって困ると思いますよ。今のうちから手を打つような、逆にこっちは先行して手を打つようにしてください。

教育委員会は阿嘉小中学校の工事はいつから始めますか、シカの対策は。角の生えた夜学生が毎日運動場にいるんですけど、いつから始まるんですか、工事は。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

阿嘉小中学校のシカ防止対策事業なんですけど、当初はカーテン状に網をとという予定をしていましたけれども、本当に見た目がありますので、どうしても圧迫感があって、校長、教頭と一緒に今どういうふうにするか、そこを学校側と話をしているところです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

早目にやるようにしてください。子供たちは卒業記念に記念樹も植えられない状態ですから。門のところに花いっぱい運動をして花を植えたなら、ご馳走さんという足跡を残して帰りますから、そんなことがないように、早目にしてください。

最後に、観光産業について。村長はこれまで、また来たくなる島にするんだということで、いろんなところでお話されておりますが、具体策が見えないんですよ。何をどうして誘致するという、具体策が見えないので、その辺をちょっと。具体的に何をしたいんだということで、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

産業振興についてお答えいたします。平成23年度の方策として、これまで同様、各種イベントを開催するとともに、観光振興のために何が必要かを商工会等と意見交換を行い、連携して本村の観光客の誘致活動に今、取り組んでいく考えであります。村としては今年、全国離島を紹介するイベント、アイランダー事業に参加し、本村にPRを行い、誘客活動に取り組みます。なお、今年、上空から写真撮影、ビデオ撮影を行い、本村のPR活動に努めていく考えであります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

新しいパンフレット等を作成するということですが、パンフレットだけでは恐らくそんなに変わるものではないと思うんです。だから、有効策として例えば教育委員会にも関連してくることはあるんですが、各学校の夏休みで子供会とかいろいろのがありますよね。そういうときの誘客とか、例えば大学の何かのクラブのサークルといいますか、そういう人たちを積極的に呼び込む。そういうこともやってはどうかと考えるわけです。そのときに高校生、大学生が船に乗ったら大人運賃で、それも取られてしまうわけですよね。学割が今はないですよね。だから、そういう意味で、いろいろなもので学割とか適用されますよ、運賃でもそういうことができるんですよみたいなところを見せない。ところが今、島から子供たちが出て、夏休みに友達を連れてくるにも、里帰りも学割がないために大人料金で来ますからね。そういう感じになっていますから。これは観光の誘致においても学生が意外と暇があるので、呼べると思うんですよ、いろんな意味で。だからそういうものも有効利用してはどうか。学割を設定するとか、そうすれば、もっともっとふえると思いますよ。観光客の入域数は毎年毎年減ってきていますから、今年は7万人を切って6万人代になるんじゃないかなと私も心配しているんですけど。そういう運賃の検討とかができるのかどうか、その辺、課長でも村長でも。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。その運賃、学割のほうですね。局ともいろいろ調整をしないといけませんし、また隣村ともいろいろ兼ね合いがあって、さらに来年度からの新規事業で、ある程度そういうのができるかどうか、島博の割引制度を導入するという、調整中でありましてけれども、そこら辺も絡めてこれから検討していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

何か答えがちぐはぐになってきている。私は沖縄本島からここに入るときに客を誘致するために学割とかできないかと言っているのに、島からの割引の話がされても、私は総合事務局のことはよくわからないものですから、そういうものの話が要するにできるのかどうか。例えばサークルなどでどんどんあちこちの大学とか高校に、そういうクラブに、座間味村は学割で幾らになりますよという宣伝をして、これをまた観光業者と手を組んで、学生をどんどん受け入れるようにとやれば、いいんじゃないかなと。来ても大人運賃で割引もありませんよ、学生というメリットが何もないわけです。ほかのところでは受けられるけど座間味村は受けられませんよでは通らないから、その辺ができるかどうか、検討できるかどうかという話をしているのであって、島からの割引の話じゃないですからね。それについて村長。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。今のは那覇発の話で、私もそう認識しておりますが、ちょっと法的な問題がクリアできるのかどうかというのは今、即答ができない状況でございますので、これに関しては改めて報告をさせていただきたいと思っております。いわゆる法的な問題、あるいは条例的な問題を勉強させていただいて、報告をさせていただきたいと思っておりますし、確かに昔は学生も多くてキャンプをするお客さんも多かったということ

考えますと、学生もまた別の視点で誘客をするという考え方というのは非常に重要なことだとも考えております。これは前向きに検討させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

前にちょっと沖縄本島のほうで、会議の中でそういう話が出たことがあるんですが、運賃は自分たちで調整できるはずだと。それに関してはノーとは言わないはずだということをお前は聞いたことがあるんですよ。要するに自分たちが客をどんどん多くするためにとる対策であれば、それが例えば空船を走らせるのか、定員200名のところを100名乗せて走るのか、どっちが得かと考えたときに、こういうのが半額でもいいですねという話を、総合事務局が納得できる話であれば別に赤字の補てんもできるはずだという話をされたことがあるんですよ。だから、これは実質的に座間味村がどう運営するか、どう観光客を誘致するかということ徹底して考えないと、前に進まない話なんです。はっきり言って、それをやることによって、7万3,000人が7万8,000人になりますよと言うのであれば、向こうも、「いや、そんなことはやるな」とは言わないはずですよ。はっきり言って。乗らなかつたら赤字がふえる。だけど、ある程度、燃料代だけでもいいから出るような人数でその運賃があれば、総合事務局に、「お前たちはやるなよ。やって赤字になったらお金は出しませんよ」とは言えないはずなんです。だからこれは相手を納得させるだけの計画をすれば、総合的な計画をすれば、船舶と産業振興課と一緒に、また総務課も一緒になってやることによって観光客はまだまだふやすことができると私は思っていますよ。今はもうはっきり言って、皆さんの動きがちぐはぐなんでね。1つになってないから有効策がないと私は見ているんですよ。だから、入域数は減る、赤字が多くなるから運賃は上げざるを得ない。運賃を上げたらまた減る。このスパイラルにもう陥っています完全に。それを逆に右回しにするにはどうするかというのを考えないとね。本当に対策をとらないと、今のままでいたら座間味村はつぶれますよ。はっきり言って。みんな逃げますよ、ここから。野原じゃないんだからね、こっちには観光資源が幾らでもあるわけですから、それを有効利用するという。そして皆さん、今の課長さん、皆さんの時代でちゃんとやらないと、後はないと考えたほうがいいですよ。はっきり言って、経験の浅い人たちが今からはどんどん上がってきますからね。一番苦しいときに座間味村を支えてきた皆さんが、ちゃんと議論もしないと下の人たちは豊かになってから役場に入った人が多いから、あの苦しい座間味村の実態を知らない人たちが結構いますからね。皆さんの横の連携をとって、一つ計画をつくって、観光客が今より倍増するぐらいの、あと2年間で倍増するぐらいのことをやるようにしてください。だから村長、具体的に本当にやるためには何が必要かというのを、みんなに知らしめないで、ただ来たくなる、来たくなると、そんなことを聞いたってだれも信用しませんよ。来るためにはどうするんだということを、皆さんで本当に集まって会議をして、そして調整監なんか先頭に立ってやらないと。逆に言えば何回質問して何回答えてもらっても、具体策がなければ何の意味もないわけよ。絵にかいた餅になるわけだからね。だから、さっきから言っているようにエコツーリズム法でもそうですよ。ここに行けばもう、座間味村、渡嘉敷村でやっているエコツーリズム法の中で海域を保全している。これは他では見られないところなんだということやれば、具体的にほかのところと差がつけられますから。なんで屋久島に観光客がどんどんふえていますか。あれは縄文杉という特定観光資源があるからですよ。ああいうのがなくて、ただの山だったら行きませんよ、みんな。それははっきりしていますよ。慶良間海域はこういうのがあるんだというのを知らしめるようにしないと。それが本当に私は具体策だと思っているので、エコツーリズム法を早く進めて、特定観光資源を早く指定して、そこに入る人からお金を取るなら取る。早く決めればいいわけですよ。それが一番の早道。私はそう思いますけど、村長はそれについて、その整合性に対してどう考えますか。

エコツーリズム法を進めることによって観光客をふやすことができると思っているかどうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の件に関してはコマーシャルの仕方だと思います。例えばお金を取る、取らないも決まってないですし、議論が上がっていますし、それから入域制限の問題が議論が上がったりとか、いろいろあります。そういう中でどういうコマーシャルをするかによってプラスにもなるし、マイナスにもなるのではないかなと思っております。例えばお金を取るということばかりが全面に出してしまうと、あるいは入域制限をするというのが全面に出してしまうとマイナスイメージになると思います。これをやるやらないというのは、またこれからの議論になると思いますが、そこをしっかりとしてプラスになるようなコマーシャルの仕方というのは非常に大切なかなと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私は非常にプラスになるだろうと考えておりますので、今後はエコツーリズム法を早くやって、あと国定公園から国立公園に指定できるぐらいに。あと、国立公園になれば、今で言う陸域でも、何でも国が直接事業をしてくれるようになりますので、村から持ち出しがなくてもシカ対策もできるようになりますので、早くそれを目指して頑張ってください。私の一般質問はこれで終わります。

○ 議長（中村秀克）

続きまして、6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

おはようございます。私の一般質問を始めたいと思います。金城善昇議員からもモクマオウについて質問が出ていました。先の5月の台風で座間味でもモクマオウが倒れたり、枝が折れたり、かなりの被害が出ていました。そして、今年5月、6月に行われた阿佐・阿真地区の初会においてもモクマオウについての要請や意見が多数出ていました。今回の5月の季節はずれの台風で旬な話題になったモクマオウについて考えてみるよい機会ではないかという趣旨で質問に取り上げました。このモクマオウについて、意外と知らない方が多いというのが現実ではないかと思っています。そこで質問です。どなたが答えるか。村長に答えてほしいのですが、モクマオウが好きですか、嫌いですか。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ちょっと、お答えしますとは言いがたいんですが、そこまで深く好き、嫌いというところまでは考えたことがなくて、好きではないですね。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

このモクマオウに対して、どんなイメージを持っているか、人それぞれ、いろいろあると思います。結構、モクマオウが好きな方もいます。地域にもいます。課長にもいますよね。このモクマオウは外来種、外から持ってきた植物なんですね。オーストラリアとか南太平洋地域から意図的に導入された植物です。モクマオウについてどのようなイメージを持たれているか、好きか嫌いかなという話はテーマになりたく

私たちの生活の中に深く浸透していて、戦後、基地をはじめとして多くの場所などに沢山植えられ沖縄の歴史とか戦後60年もの間の付き合い方とか、いろいろな話もありまして、子供の頃の木登りの思い出がモクマオウだったり外来種の木々が私たちの文化として入ってきている状況です。そこで果たしてそれでいいのか。極論ですけど座間味村にモクマオウは必要かどうか。モクマオウと島の景観・環境・被害等、一度、考えてみる必要はないか。

そこでモクマオウについて再確認する意味で調べてみましたら、丁度いい記事が見つかりましたので紹介したいと思います。2010年1月7日発行のレキオの記事ですが、そこに読者からの質問があり、「何で沖縄の海岸にはモクマオウがこんなにいっぱいはえているのでしょうか」という疑問です。私も同じ疑問を持っていました。しかし、この単純な疑問に答えてくれる、正面から取り上げることはありませんでした。このレキオの記事では南部林業事務所の方がちゃんと詳しく答えていますのでお付き合いください。モクマオウは明治41年に国頭郡立農業学校の宮城さんという人が沖縄に持ち込み、松にそっくりでモクマオウ科という種類で60種類以上あり、沖縄にはトクサバとグラウカという品種の2種類があります。モクマオウが2種類ある事を初めて知りました。議会事務局長は知っていましたがその違いも私はわかりません。モクマオウの特性について、砂地を好み成長が早く森林への回復も早い。そして潮風に強い。欠点とすれば枝が折れやすい。枝が折れるという事は風のクッションの役割で風当たりを和らげる効果で、台風被害で枝が折れるというのはモクマオウの特性です。そのような特性であるがゆえに植える場所が大体限定されている。ビーチだったり海岸だったり。要するに倒木や枝が折れて被害が出やすい住宅地や避難路の様な場所には植えてないものです。まず、ここを認識しなくてははいけません。レキオの記事では、モクマオウは防風林・防潮林とか沖縄の守り神みたいに好意的に書かれていますが果たして良い事ばかりなのだろうか。今年の阿佐地区の初会では景観の関係で要望が出ていました。「モクマオウが伸びすぎて観光地なのに綺麗な海が見えないのでモクマオウを伐採できないか。」阿真地区でもいろいろ出ました。台風時に海岸道路を避けて裏の山道、林道を迂回路として使用しますが倒木で通行できなくなっている。実際、台風の当日、防災無線で放送が流れましたが、高月山への道路が通行止めになりました。阿真地区から座間味地区への迂回路、避難路が使えない状況になりました。台風時の平和の塔近辺のモクマオウの倒木は毎度のことで防災上そのような所にモクマオウが生えている事を考えるべきではないだろうか。モクマオウが実際にどのような所に生えているか検証する必要があります。先程話した阿佐地区からの座間味-阿佐村道のモクマオウの伐採の件、阿佐地区の初会で村長が「今回、予算があるのですぐにやる」という事で古座間味の上の方はきれいに樹木が伐採されていますが、それから先、残っている座間味・阿佐村道について、今後、続けて伐採していくのかどうか。この点を確認、お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問、モクマオウの件なんですけど、この座間味・阿佐線の県道沿いのものは今現在、緊急雇用対策事業で剪定、そしてまた伐採をしてあります。今後も続けて阿佐集落までの間を処理していくという考えです。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

わかりました。阿佐地区の初会での意見は古座間味の海もそうですが阿護の浦のきれいな海の景観を見られるようにしたいという事だと思います。来年の座間味阿佐村道改良工事もありまして、今回はモクマオウ

の伐採はやらないのかと思ひまして確認しました。もう一点、平和の塔から高月山への道路、モクマオウがたくさんあり、毎回倒木していますが今後、対策はされますか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

このモクマオウについてはですね、これは防風林とか防潮林ということで導入しているわけなんです、これが今、野生化して、高月山線等にも今現在、生殖している状況です。高月山線の今後の計画を立て、年次計画を立てて処理していけたらなと考えています。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

結局、そこに生えているモクマオウは本来生えてはいけないところにあるモクマオウです。座間味村史の自然編の植物の欄にモクマオウが載っています。座間味村にいつモクマオウが入って来たのかという、話は戻りますが、結局、行政が目的を持って入れた植物なんです。私の幼い頃の記憶に40～50年も前の事ですけど、今の下水処理場の奥の方にモクマオウが数本ありまして家の庭に植えるという事で親と一緒に取りに行った事があります。当時はビーチや海岸沿いにしかモクマオウはなくて、今のように島じゅうにはありませんでした。先日の阿真地区の初会の区民の意見にも、放置され増えすぎたモクマオウが島の生態系を崩している。ビーチは狭くなり葉で汚れて他の植物が生えてこない。私もモクマオウは島の生態系を壊していると思っていました。トウウマの海岸に行けば分かると思いますが以前はモクマオウが防潮林として植えられるまでは景勝地で潮風が通り抜けゴルフ場みたいにきれいな芝生の草原でした。高麗芝がびっしり生えていて、安室島の南東のようにきれいなグリーンの芝生しか生えてなかった。そこに防潮林としてモクマオウを植えた為に雑草が生えてネピアが生えて雑木林になり、猫が住みつきダニがいっぱいいる。

農業振興のために塩害防止にモクマオウで防潮林を作ったのですが誰も農地として利用せず荒れ放題になっている。今の座間味村にモクマオウは必要か？景観的にもどうだろう？今のモクマオウだらけの景色は当たり前と思っている人が多いのではないのでしょうか。モクマオウは人が、役場が導入した植物です。導入後、放置され自然に島じゅうに広がって景観を変えてしまったと思っています。モクマオウを入れる前の方が景観は良かったのではないのでしょうか。村長が目標にする「また訪れたいような島」を創るためにモクマオウは必要なのか。モクマオウは沖縄のどこにでもある風景です。我々の故郷の風景なのだろうか。座間味村の原風景がモクマオウなのだろうか。そこでモクマオウを通して座間味の原風景、沖縄の原風景を考えることも必要ではないのか。そのような発想も必要ではないのでしょうか。

今、村道をウォーキングして目に入ってくる植物の多くは外来種です。本来、私たちの島にない植物で埋め尽くされています。本当の島の景色、景観ではないという事を意識して考えて見る必要はないか。モクマオウ以外にもソウシジュがあります。金城善昇議員も指摘されていましたが役場が肥料にするという事で導入しましたが活用されずに放置され、島じゅうに繁殖し、阿嘉島は山中、ソウシジュでいっぱいになっている。そして、ネピア、通称牧草といわれていますが、これも家畜の飼料として導入されましたが活用されずに島じゅうに繁殖し、観光客からサトウキビですかと聞かれた方も多はずです。もっと、古いものではチンラグサ、これも家畜用に導入されたと聞いています。いずれも行政、役場によって農業振興のために島に導入された植物です。そのいずれも利用されずに逆に農業を志す人にとっては厄介なものになっています。前置きが長くなりましたが最近の政策や事業執行について二つほどの視点で取り組みができないか。緊急雇用創出対策事業や「美ら島税」入島税のあり方について、予算、お金を使って掃除をする。村道の草刈りを

するだけ綺麗にするのはよいが環境美化の視点だけではなく環境整備・保全という点で継続的な取り組みとしてできないのか。確かに限定的な事業のつなぎ資金という事で行われていますが果たして都市地区のように働く場所や産業がいっぱいある地域と離島の慢性的失業状態の地域で単純な清掃活動だけで良いのだろうかということと、使える予算があるから消化していくのではなく、こうしたモクマオウ、ソウシジュ、ネピア等に関しての取り組みに出来ないのか。また、資源として活用できるような取り組みが予算の出所は違ってても継続的に取り組める発想ができないか。

3月に否決された「美ら島税」。導入目的が環境目的となっていますが使い勝手を優先しすぎた余り導入目的自体が漠然として、唯一具体的なものが草刈り等の清掃美化の生活環境の改善だけになっているのではなかなか住民の理解を得るのは難しいと思います。モクマオウをはじめとする外来生物の対策という大義とそれに付随して補完的な草刈り等の美化活動とある方が分かりやすいと思います。

緊急雇用創出対策事業等、毎年あるわけではないですがここ数年何かにつけて似たような補助事業があるのも事実で事前に地域づくりの戦略を準備して取り組む発想ができないか。感想をお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

外来植物、そうですね、原風景を取り戻す。すばらしいことだと思います。なかなかできることではないと思いますが、例えば先ほどの予算を使ってという話もありましたが、それだけではいけないと思います。例えばの話でございますけど、今年度予算化しております地域環境美化支援事業、そういうのもございまして、そういうボランティアの団体も募っております。多少、予算を準備させておりますが、そういう団体等も含めて一緒にその環境美化から派生して、外来種の撲滅にも、撲滅って簡単じゃないと思うんですけど、そういう環境をつくっていくのも必要かなと思っております。先ほど産業振興課長からも話がありましたとおりモクマオウの伐採とか、その辺はちゃんと計画的に、まずは防災の点から始めていますが、あとは電力の線の問題もありますし、そこから始めていきなが、そういう地域ボランティアも募ってですね、いろいろと考えはまとめていきたいと思っておりますので、よろしく願います。またその時にはぜひ御協力をお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

質問の趣旨がとらえにくいかもしれませんが、数年前に新聞社が行った公務員の意識調査で沖縄と奄美の公務員の外来生物に対する意識調査で奄美が75%、沖縄が50%というのがありました。奄美より沖縄の方が外来種に対する意識が低いという結果が出ていました。その結果にはいろいろな理由があるのでしょうか。特に戦争という大規模な地上戦があるないの違いもあるかもしれません。わが座間味村はどうなのだろうと、観光立村、海がきれいといっても自然がいっぱいといっても本来の島の景観を考え意識して取り組みをすることはできないのか。簡単なことではないですが他と違う取り組みをしてお客さんを迎える発想ができないものか考えていただきたいと思います。

それでは次の質問に移らせてもらいます。第三セクター(株)21さまみについて、私が議会の場で三セク21さまみの質問をするのは2年数カ月ぶりになります。村長はわかりましたが前村長時代とは地域の状況もいろいろと変わってきていると思います。この間、一昨年に宮里哲村長にかわられて、6月に就任されてその年の9月に三セク(株)21さまみの経営報告をされています。就任間もなく、三セクのあり方について答弁がなかなか難しいという事のように、その後、11月の臨時議会で先輩議員である宮里順之議員が三セク(株)

21 さまみについて質問がされており、その確認をしたと思います。

11 月議会の議事録には、「11 月の段階で三セク(株)21 さまみの状況について、まだ、把握していない。外部監査の結果を待って」という政策調整監の答弁があり、その後の村長答弁には「三セク問題について、現状は一応問題があるという認識の上で三セクの現状維持、清算処理、民営化の三通りの考え方がある」と答弁があり、そして、「年明けには検討委員会を持って、意見をまとめていく」と答弁されています。そこで、しばらくは三セク(株)21 さまみについて議会では発言が無くて、翌年の6月議会に同じく宮里順之議員が再度質問をされています。その時の答弁では「民営化の部分との調整中で過疎債の関係の株が平成23年度で切れるから、それを待って」という答弁をされています。そこで三セク(株)21 さまみについての考え方について整理したいんですけど、この間、ある程度の時間がたっているわけです。去年の9月の経営報告についても議事録からは中身は何も見えてきません。当然その場に私はいませんし議会の全員協議会で説明された事になっていますが三セク(株)21 さまみの経営報告からの今後のあり方についても言及されたとも思えません。実際、現状はどのように進んでいるのか。近況ですね。今、どのような状況なのか。村としてどのような方向で進んで行くのか。考え方を示していただきたい。村長就任から2年もたっています。どのような経緯があったのか整理する意味で答弁をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

お答えします。まず21 さまみについては村長が機会あることに申し上げています。内分の役員にとどまらず、外から健全化を検証して、存廃も含めて議論したいと申し上げています。去った6月の8日、名倉会長もお見えになってですね、平成22年度の決算見込みの報告もありました。その中でも大幅な改善がみられないということもあってですね。やはり先ほど申しあげました存廃も含めて21 さまみには役員を送り込まないで監視といいますか、厳しい視点を持ってかかわっていききたいというのが村長の考えです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

存廃も含めて検討するという事で役員も送り込まないという事ですけど、これまでの議会議事録から見ますと民営化という話がある程度それが全面的な方針だったと見えてたんですけどね。今回は存廃を含めてという事になってくると方針転換ですよ。議会にも連絡はあったんでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

先ほど宮里順之議員ですか、昨年6月議会で。現状維持もしくは清算、そして民営化といろいろなパターンがございます。それも含めた存廃というのは廃止とは申し上げていません。存続もさせます、そして民営化含めてです。ということで、必ずしも廃止ありきとは申し上げていません。先ほど村長が言いましたが、過去の議会答弁でもあった3パターン、3つのパターンですね。それも含めて一定距離を持ってかかわっていききたいということです。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

という事は、ほとんど進展はしていないという事ですね。2年たっても三セク(株)21 さまみについての方

向性について、まだ整理がついていないという事でしょうか。作業段階でも、経営状況についても財務状況についても債務状況、それらについても把握はされていない。そこら辺はどうなんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

先ほども申し上げたとおりですね、6月8日に決算見込みの報告がありまして、まず平成22年度当期準損失になっています。昨年は黒字ではありましたが今期はですね、96万7,000円程度の赤と。そして累損についても6,500万円程度あるという現状は変わっていません。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

11期の借金が減っているんですね。当期が100万円ぐらいの赤字という事ですね。それが三セク(株)21さまみの現状という事ですけど、三セク(株)21さまみについての議論といいますか今までの流れを見てみると村執行部の方針が定まるまである程度、猶予というか待っている状態で村長の三セク(株)21さまみに対する方向性を示さないと議論がなかなか進まなく、今後もずっと続くわけですよ。実際、株を譲渡なり売却というような話も出たりしてますが、これについても償還が終わる平成23年度以降という話ですよ。ここで言われている三パターンのうち民営化というのは撤退という事ですよ。出資比率の引き下げではないですよ。三セク(株)21さまみの問題にはいろいろあるでしょう。具体的な問題点や分析についても議会には説明もシミュレーションも示されていません。清算するにしてもどこに問題があり課題があり、具体的な計画は全然明らかにされていません。

村長が就任して2年間で三セク(株)21さまみについての答弁は先程紹介した2回のみで11月には年明けと言ったり、6月議会では設立時の過疎債の償還期間が終わる平成23年度を終えてからといい、今回は三パターンがあるといい、具体的な話が出てこない。三セク(株)21さまみ問題について手がつけれられないのか。何処に進展しない問題があるのかお聞きしたい。それとですね、三セク(株)21さまみに対して役員を送り込まないのはなぜなのか。厳しくというのと役員を入れないというのは整合性があるのか。役員を入れないから三セク(株)21さまみの中身が分からないのではないですか。52%の出資者としてちゃんと経営に責任を持つべきではないですか。三セク(株)21さまみの取締役会に役員を入れて意見を言わない限りは始まらないと思いますけどどうですか。お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず役員を送り込まないかわり方はあると思います。まず、それじゃ21世紀さまみの三セクの立ち上がりから、これまでいろんな課題があつてですね、これから大きな清算も含めたパターンを提示しているわけですから、内部の中に入りまして、その三セクにかかわるというのに一定の距離を置くとしてですね、今後、三セクに対するスタンスを明確にまずはするという、一つの効果があると思います。村長が役員を送り込まないというのはですね、その効果の一つねらっていると思うんです。それで清之助議員が言っている矛盾があるのではないかという御指摘かもしれませんが、それはきちっと事あるたびごとに決算の状況、そしてまた折に触れた形で21さまみとかかわるわけですから、身近にある会社でございまして、それは十分厳しい視点を持ってかわっていくことはできると思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

今、お話を聞いていますと厳しく当たるとかおっしゃっていますけど目的は厳しく当たることではなく、また、明確にするというお話もされていますけど、本来、三セク21ごまみの目的といいますか、存在意義というのが元々あったはずですね。村が、誰が、前の村長が作ったとしてもですよ。それぞれ役割があつて議事録答弁にもありますが「三セクの元々の行為から外れた事をしている」というような答弁もされていますよね。具体的に何処の行為が外れているのか。9月議会以降に質問しますので具体的に挙げてほしい。それと明確にするというその目的が役員を入れたい事によって明確にするとか。なぜ何のために三セク(株)21ごまみに役員を入れたいことでそれができるという事が私には分かりづらい。前提にされている事がですね。確かに議会の中では外れているというのは想像はつきますよ。しかし、問題提起として執行部から三セク(株)21ごまみの現状についても具体的な問題点の提示がされたことはありません。何が問題があるのか。仮に清算するにしても何が問題があるのか。民営化するのに何が問題があるのか。現取締役会の皆さんとコネクションが問題があるのか。それさえわかりません。過去にはいろんな意味で問題があったと思っています。前村長時代には三セク(株)21ごまみの代表者と村の代表者、村長が一人二役で運営しどちらを代表した発言と行動なのかははっきりせず混乱もしました。私から見ますと役場・行政側も三セク(株)21ごまみ側も慣れ合いとか癒着とも見える不透明な関係が顕著に感じられ、そのような意味で三セク運営及び村政のあり方に非常に地域から不満が出たのは事実です。今回、村長が変わりそういった意味では解消がされているんだろうと期待はしていますが、だからと言って債務が6,500万円あるから見通しがつかないと言い切つて再建できない、返せないでは、その根拠は何なのかも示されていません。

それともう一つ視点を変えてですね。経営側とか行政側の視点でこの間12年間の三セクの活動によって関わられてきた方たち、そこで働く人や関連事業者、その他、地域に影響を及ぼす事業についての対策はどのようにされるのか。現実的に2年ほど前から三セク(株)21ごまみへの村からの委託事業がほとんど切られていますよね。その関係でそこで働く方たちの給与関係、労働条件が変わり生活に影響が出てきていると聞いています。そこについては村としてどのように関わっていくのお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

幾つかの御指摘があったと思います。まず三セクとの村とのコミュニケーションが十分じゃないとかですね。また解散に向けて6,500万円が返せない。その根拠を示してほしい。そして12年間の運営の中でこれまで働いていた方々の生活、そして今やっている事業、やった事業が修学旅行もやっていますので、なくなったとき、なくなるということはないんでしょうが、21がやらなかったための村経済に与える影響もろもろが大変な課題がございます。これは今おっしゃった課題があるがためにですね、先ほど言った3つの現状維持、そして清算、そして民営化と。これらの手法もそれぞれの課題があるがゆえにですね、かなり道筋としては厳しい状況だということです。ですから、なかなか難しいこの問題ですので、そう簡単には解決の道筋が立てられないという状況で今、検討を重ねているところです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

三セク(株)21ごまみについては、私もその運営のやり方について批判し攻撃的に発言してきました。第三セクターでありながら、運営の透明性が欠如し地域や関係者への説明責任を果たしていない。不透明な経営

であると、修学旅行代金の未払い、代金の清算処理がハッキリしない等に対して議会でも取り上げてきました。しかし、第三セクター(株)21さまみに対して最初からどうしろという答えを持っているわけではなく、改善できるのであれば改善すべきだと思っていますし、問題点は問題だと思っています。三セク(株)21さまみ設立時、その前の事ですけど村の予算の執行や委託契約等の問題、あり方に問題があったと聞いています。実働は数時間でも1日分の賃金の支払いだったり、月契約だったり、スクールバスの運行やゴミ収集作業等の予算執行に具体的に問題があって、それをうまく配分できないか。分散した仕事を集めて雇用をふやせないかという経緯があったと聞いています。ところが実際は上手くいかなくての現状がある。議事録からも三セク(株)21さまみが行う事業に関しては当然赤字が出るだろうと、その赤字の妥当な部分とそうではない部分があるはずで。現在、村は三セク(株)21さまみに対して厳しくという事ですが、どこまでそれが妥当なのか。具体的な話をしますと、阿嘉港の管理委託契約ですが三セク(株)21さまみに委託していますが三セク(株)21さまみは実際には3名を常時雇用していますが村との契約では人件費を1.5人分しか認めていない。確かに座間味村の財政は厳しいですが、そういったものを逆に言えば、下部の地域住民に、仕事がないから雇用された人たちに押しつけていないか。例えば、ゴミ焼却場で働いている方がいますよね。週3日、日当6,000円。手取りで月数万円という状況をどうお考えか。歳出削減、本来どうあるべきか。役場の支出は減ったかもしれないが働く側からすれば、しわ寄せですよ。私にはそう見えますが。第三セクター(株)21さまみに対して過去にいろいろな委託事業を任せたり、雇用を集約したりという事があったんですよ。そのようなことも含めて、視点を広げてもう少しオープンな形でも議論が欲しいですね。今後、第三セクター(株)21さまみに対して具体的な工程表とか方針とか決まっていないという事ですよ。いつまでに第三セクター(株)21さまみの方向性に対して結論がでるのか。お聞かせください。

○ 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

ただいまの件ですが、先ほども総務課長からもありましたが6月8日に、まず決算見込みの報告を受けております。まず1つですが、その中でいろいろと意見交換をさせていただきました。委託料の賃金に当たる部分になると思うんですが、その辺の要請といいますか要望が出ておりましたので、これはしっかりともう一度テーブルに着いて、お互い納得できるようなところで話をしていこうという話をさせていただいているところです。これからどうするかという話なんですけど、過去にもこういう話をさせていただきました、先ほど話をさせていただいたとおりになんですけど、そのままで行くのか、あるいは民営化、あるいは清算という話がありまして、まず、清算という話はやはりしんどいと思うんですよ。これだけの累積の赤を持っているということが1つ。50%ちょっとを私たち行政、行政というか座間味村で持つてる。残りのほとんどが村民が株主であるというところを考えると、簡単に清算はできないのかなと。また、あるいは清算をするにしても相当な体力が、もちろんお金の問題も含めてあるのではないかなというのは認識をしております。増資による民営化、あるいは完全民営化というのが一番理想ではないかと、過去にも話をさせていただきました。そういうことで、やはりそういう方向に進むのかなと思っております。まずは今回の決算見込みの説明の中でですね、大丈夫なんですかと。この累積の赤は相当ありますけど、どうなんですかと話をさせていただきました、そこで仲村会長の話でいきますと、可視光を今、一生懸命頑張っているんだと。この可視光が事業ベースに乗れば、10年以内にはそれを返済できると言っておりましたので、これがちゃんとした回答であればですね、私はそれはそれでいいのかなと思っておりますが、ただ、この可視光を含めて、そういう新たな事業に関しては、ちょっと三セクとそぐわないようなところもあるのかなという気がしております。

そしてもう一つは株の私たちの過疎債の償還の件なんですけど、前回の発言でちょっと私は間違っていた

ようで、平成23年3月、いわゆる平成22年度で償還が終わっているはずなんです。ですから、今年度からはちゃんとした、財産的に言ったら、うちらが保有してる形になっていいますので、私は今回、今月中に行われるであろう株主総会におきまして、増資の話を提案させていただこうかなと思っております。この増資というのは新たな増資という考え方と、あるいは私たちの保有している株をどうにかする、どうするのかということも含めてですね、提案をさせていただこうかなと考えているところでございます。したがって、もちろん先ほど総務課長が言ったように厳しい目でというのは、これからも見させていただきますが、そういう状況を今回、提案させていただく。それと完全民営化の話でありますけど、じゃあ、例えばこれがオーケーであって、来年からじゃあすぐに完全民営化かと言いますと、それはまた難しいと思うんですね。というのは、残りの株を村民の皆さんが持っているの、そこは多少、私たちはある程度、株を持つことによって経営に多少は話が、株主さんの方々と話ができる環境をつくらないといけないと思っておりますので、将来的な完全民営化というのはもちろん一つの理想形だとは思いますが、一つずつハードルを越えていくべきではないかと考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

私の話が整理できていないかもしれません。現実問題として難しい事だと私も思います。しかし、勇気を持って三セク(株)21 さまみの取締役会に嫌われてもいいから役員を入れて、毅然とした態度で役員会の中で発言し、方向性を示すほうがきれいな姿ではないでしょうか。現役員だけに責任を負わせるのではなくてね、第三セクター(株)21 さまみ経営に対しての責任からは役場はどこまで行っても逃げられませんよ。株を52%持っていて、実際、出資比率を25%以下まで持っていくのは努力目標としてよいですが、それで完全に逃げようなんて、地域に対してこれだけ影響を持っている三セク(株)21 さまみを完全民営化しても果たしてそれでいいのかという問題も出てくる。ぜひ、透明性のあるやり方で、今は全然、動きが見えません。水面下ではどうか知らないけれど公式には何もありません。そこで役場執行部にお願ひがあります。今年9月議会に第三セクター(株)21 さまみの実情に基づいた経営報告があります。その時に、これまで総会資料からの決算資料だけの添付と議会全員協議会で説明をして進めていきましたが今年から執行部の三セク(株)21 さまみに対する経営に対する意見書、村の三セク(株)21 さまみに対する考え方なりを文書でつけてほしい。要するに経営改善点なり、運営に対しての要望なり、具体的な指示を形にして残るようにできないものでしょうか。議事録というのは村民の皆さんも見ます。しかし、三セク(株)21 さまみの総会資料は、ごく一部の人達しか見ることはできません。三セク(株)21 さまみの総会に出席される方は少ないです。これがまず密室の状況でなかなか理解が進まない。村が何をしているのか。三セク(株)21 さまみが何をしているのか。経営状態はどうなのか。多くの住民は分からない。ぜひ、三セク(株)21 さまみの議論は議事録に載るようにオープンな形で進めていただきたい。それと、三セク(株)21 さまみの委託管理にも問題がありましたけど、その委託を三セク(株)21 さまみから外して村独自に事業を行っていますが、今現在、働いておられる方たちの給与というのは賃金を貰っている方たちの待遇はどのように変わったのか。前と比較してどうなっていますか。調べていないですか。前より三セク(株)21 さまみ当時より悪くなっていませんか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今現在、平成22年度の決算見込みが手元にないので、比較というのはかなり難しいんですけど、人件費相当部分がですね、一般管理費で2,900万円。その中に人件費、もろもろ電気代、家賃とか、一般的

なものが入っているかと思います。かなり抑えていると報告を受けています。1人は那覇のほうに駐在という形で派遣して、台風時の修学旅行の連絡事項とか、そういうのを改善したと聞いています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

今の答弁は三セク(株)21ざまみの職員の話ですよ。私が聞いているのは三セク(株)21ざまみが雇用をつくるという事で役場からの委託事業を受けてゴミ収集とかその他の委託事業を集約して雇った人たちの賃金についてです。現在は村の直接雇用になっていますよね。三セクへの委託と村の直接雇用への変化で、今働いている方たちの収入はどうなっていますか。私が聞いたところによると、大分、悪化していると。大の大人がひと月働いて5～6万円しかない。生活ができないような賃金で実際これでいいのだろうか。仕事がないと言えばそれまでなんだけど村の直接雇用ですよ。本当にこれでいいのかという事も考えるべきではないでしょうか。要するに三セク(株)21ざまみが良い、悪いという話だけではなくて、三セクのあり方について議論は大事だと思います。今、地域は疲弊しています。三セク問題を長引かせないという問題も含めて良い方向で使えないか。地域の現状も見極めて経営監視なり、監督した、コントロールした段階での三セク運営についても検討が必要ではないか。三セクの赤字もある程度は見込まないといけないでしょうが、このような問題についても三セク問題とは切り離しても構わないのですけれど地域経済の落ち込み、そして、人口減少問題、200人も5年間で減っている。そのような問題をぜひ積極的に三セク(株)21ざまみ取締役会と協議していただいて、譲らないのは譲らない、言うべきことは言う、そのような形でやっていただきたい。9月議会での三セク(株)21ざまみ経営報告で報告していただきたい。2年前に村長が約束した村長諮問機関である三セク経営検討委員会をつくる事についても早めに立ち上げていただきたいと思います。村長は経営検討委員会について考えていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

これまで就任して2年間たちまして、少しずつ見えてきている部分もありますし、21自体も私が就任する前に比べれば大分、経営状況もよくなってきているんじゃないかなという認識をしておりますが、その辺も踏まえた上で早急に諮問機関といいますか、そういう勉強する場所を設置したいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

引き続き9月にも、もう少しこちらも調べまして質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

一般質問に入りたいと思います。

2011年5月までの観光入域者数について伺います。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

観光入域者数は平成23年1月から5月まで、15,603人です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

前年度と比べて増減率はどうですか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

昨年度と比べて今年は、1,500人程度減になっております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

これは、5月までですか。わかりました。ありがとうございます。後で資料をお願いします。

2点目入る前に本島外国人観光客の誘致、観光施策の一環として観光誘客に取り組んでいると思いますが、本村のホームページですが、英語のサイトは数年前から立ちあがっていますが、中国語のサイトが中国観光客の7月1日のビザの発給前に完成し、ホームページに反映され、うれしいです。評価したいと思います。あとですが、失業対策事業で、いろいろなところで、手入れがいきとどいておりまして特に阿真線は景観が悪かったが、村長自ら率先し素晴らしい。これからも率先して下さい。

では、イベント企画や観光施策について課長お願いします。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

平成23年度の方策として、これまで同様各種イベントを開催すると共に、積極的に観光PR活動を続ける考えであります。国内の経済不況等により、離島への観光入域者は減少傾向にあり、また、本村においても昨年に続き観光入域者が減少する可能性があります。

先ず環境保全を図り観光振興のために何が必要かを商工会と意見交換を行い連携して本村の観光振興に取り組むとともに本年度は、上空から写真、ビデオ等撮影を行い本村のPRとサバニプレレースを計画しております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。イベント等も少し仕組みを変えながら時期に来ているのかなと感じています。先ほど観光PR諸材作成も非常に必要な部分でありまして、やはりメディア等にも諸材を村の方から提供してテロップで座間味というプレジットを入れて下さいとプレスに出していくというのが必要だと思います。サンゴ礁もさることながら、景観のことからして非常にきれいに上空1,000メートルから本村の慶良間諸島周辺を

見た場合には、白い砂浜が点在している島は魅力的な島であります。素材をしっかりと作成していくこと、百聞は一見にしかずですから、たとえばパンフレットやPRビデオは一切文字を使わない、絵だけPRするとか、こういう新たに取り組みを考えていくべきだと思っておりますのでしっかりと諸材作りによりしくお願いします。今の答弁の中で商工会とも連携を深めていると答えていましたが、観光部会も立ち上がっていると思います。観光部会との会議とかにそういった内容を村に対し要望とかありますか。会議に参加したとか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの質問の商工会の観光部会の会議に参加したことはありません。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

行政がやるべきこと、コーディネーターの集まりを持って組織をどんどん作っていくか、解決したり、出来ることを示していく、非常に大事だと思います。商工会の観光部会のある場合には課長初め補佐もちろん村長もいいと思います。是非参加していただきたいと思います。村長も時間があれば参加よろしくおねがいます。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

商工会から連絡があれば参加させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

次に船舶運賃の軽減策ですがこれのほうは去った3月定例議会の方で質問した内容ですが、県の離島航路に係る確保維持事業ですが、前回の答弁で4月に開催される予定の行政連絡会議で強く要望していきますと答弁されておりましたが、その会議は開かれましたか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

去った4月28日に議長も一緒でしたが、沖縄県の部局長、三役も含め、沖縄県全市町村長、議長との行政連絡会議がありました。そのなかで離島共通に要望事項を提出してあります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ところで回答はどうでしたか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この会議ではすぐ回答はできない会議でございまして、だいぶ日がたってから回答になるかと思えます。

今のところまだ来ておりません、交通対策課に通わせていただいて、離島の持っている厳しい現状とうのは理解していると思います。あとはもう少し頑張っただけだけ解決策が出来るよう持っていきます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ゴールデンウィークのフェリーと高速船の利用状況利用人数の対前年に比べてどうでしたか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

フェリーが900名の増、高速船が300名の減でトータル600名の増でございます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました、実は現場からの声からフェリーの利用客が多かった、高速船はそんなに乗ってなかった。フェリーが多かったと、運賃部分がネックになっているのかなと感じた。1,800円ぐらい違いますよね。高速船とフェリーと着く時間が1時間位しか変わらないとあれば安いところに行こうと流れが出来ているんじゃないかと思えます。この船運賃の負担軽減策、早急に高速船事業を生かすためには、是非やるべきだと思います。この軽減策事業の要望をお願いします。

あとですね、時限的な分でもかまいませんが、ちょっと、無理と思いますが。経済不況と震災の影響で観光事業者は四苦八苦している状態であり、時限的に島から出す貨物等に関して全額免除、もちろん沖縄本島から帰ってくる物に関しては取ってもいいと思えます。島から出す貨物に関して免除を時限的にするなど、たとえばダイビング事業者などは、ダイビングタンクは5年に一回耐圧検査で39本も40本も出したりします。那覇から来るのはしっかり取ってもいいと思えます。座間味から出す分は時限的に免除しますと策が講じられないか、お伺いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質問にお答えします。出来るだけ軽減したいと思いますけど、だんだん右上がり、右下がりだったらいいですけど一般会計から4,600万円繰り入れしています、償還が23年度までありますので終わったら出来るだけ軽減できるよう努力します。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

2つ目の助成制度について、各種の助成制度の執行状況の説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

住民課の新規助成事業としましては、「出産祝い金」の支給及び「子宮頸がんワクチンの予防接種」があり、出産祝い金は4月より6名の保護者に支給しております。

子宮頸がんワクチン予防接種におきましては、ワクチンが不足しているため、初回の接種は供給が停止さ

れており、ワクチンの供給開始後、希望者を募集する予定にしております。また、昨年度10月より実施しております「島外での通院並びに入院にかかる船舶運賃の補助」に関しましては、現在19名の方の申請があり、今後も広報に努めて参ります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。次の方お願いします。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

助成制度についてお答えします。助成制度につきましては、がんばる地域振興「生産奨励」がんばるリサイクル「生ゴミ処理機」がありまして、現在実施しておりません。早い時期に住民へ周知し、活用してもらうよう努めて参ります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

教育委員会では今年度より新たに、豊かな教育活動費として計上しています児童生徒の渡航費については去った4月及び5月に開催されました島尻地区のミニバスケットボール大会、これは座間味小学校が参加しております。それから地区中学校バドミントン秋季シード権大会、これは3校の中学校が参加しております。その派遣費として車両運賃、旅客運賃を助成しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。住民に直接行われるこういった制度ですね。本当にきめ細かな制度で、小さいながらも即効性があるですね、大変これは喜ばれている制度でございます。私も小さな子供を抱える父親としてですね、非常に助かる制度でございます。また、やはり知らなかったとか、あと住民課のほうでやっております医療の渡航費。渡航費もなかなか知らなかったという方がまだまだいらっしゃると思いますので、しっかりと村広報誌等でこれからもこの制度をぜひ周知をしてですね、こういうことを役場はやってますよということをどんどん知らせていただけるよう要望いたしまして、この質問も終わりたいと思いますが、村長、何かありますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございました。やはり、せつかく制度をつくりましたので、予算化しましたので、いかに活用していただくかというところが私たちのとても次なる大切なポイントだと思っております。まだ実施されていない部分は早急に実施すること。それから、広報につきましては6月号、やがて来週ぐらいにはお手元にお配りできるかと思えます。その中にしっかりと広報させていただいておりますので、ぜひ御一読いただきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

これで私の一般質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

続きまして、1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

何か午後の一般質問はペースが速いようです。早速、私の質問を通告どおりにいきたいと思えます。2つありまして、1つは災害予防策について。いわゆる防災計画についてです。2つ目は座間味村地域環境美化支援事業について。先ほど少しこの話が出ていましたね。この2つです。まずは災害予防策については3点ほど予定しています。去った3月11日に太平洋三陸沖を震源として発生した、東北地方太平洋沖地震。東日本を中心に甚大な被害をもたらしました。これは後に福島原発事故を伴い、東日本大災害と名前が統一されております。特に未曾有の津波被害の様子は新聞やテレビ、インターネットを通して世界に発信され、我が国だけでなく、世界中の人を震撼させております。いわゆる、のどもと過ぎれば何とかではなく、いまいち気を引き締めて本村もその対策に、いわゆる予防に当たらなければならないと思えますので、そこで本村の災害予防計画について。防災計画です。災害には一般的に台風や豪雨による農作物の風災害をはじめ、「地すべり」、「がけ崩れ」や「建築物及び道路・橋りょうの決壊」。また、異常潮位による高潮災害や、地震及び津波災害などが考えられますが、本村の災害予防計画について、お伺いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

お答えします。御質問のあった座間味村地域防災計画は、この冊子でございます。平成10年に策定されておまして、その内容については先ほど議員がおっしゃったとおり風水害、高潮等災害、そして地震等津波災害と20項目からなる災害予防計画、そして続いて組織動員。気象警報等の伝達と32項目からなる災害応急対策計画。そして公共施設、災害住民相談等からなる災害復旧・復興計画という3つの予防、応急対策、復旧・復興の3つからなる章で計画がつくられております。中身は以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

この計画が策定されたのが、平成10年となっておりますけれども、かなりの年数がたっています。それと住民には余り目が届かないというか。行き渡らない。役所でつくるような計画なんですけれども、先日の阿真の初会でも住民から出ていました。防災マップが配られているのかどうかというのがありましたけれど、役場側からは配布しておりますということでした。このパンフなんですけど、座間味島それから阿嘉と慶留

間が、外地が別々に印刷されています。これは平成22年、本当につい去年の話なんですね。それで、こういった中身も踏まえて、ここにはいろんな予防策が書いてあるんですけど、どの程度まで配布されているのか。住民からなぜこんな意見が出たのかというのが把握できているのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

先ほども議員がおっしゃったとおりですね、全戸配布はしております。広報を配布する際にですね、全戸に配布はしておりますが、この中身について、例えば住民説明会、きめ細やかな説明会は実施していないかと思えます。ですから、その辺の把握はできているかという、阿真の総会で御指摘があったので、その辺は率直に、きめ細やかな説明はしておりませんと申し上げたところです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

このパンフはですね、非常に見やすく、私はいいと思いますよ。見やすく災害に備えるとか、それから津波の際、地震の際、どうしようというのが書いてあるんですよ。この計画、緑の冊子です。これは、住民が確かに非常に読みづらくて、と思うのですが、いわゆる防災マップ、このハザードマップ、もし中身がそぐわなければ改訂版をつくって、それを一般に見やすくしたほうが、本当に今がチャンスだと思います。今はいろいろと福島原発がまだ尾を引いているし、それから震災の避難のほうもニュースに出ますので。ぜひ、いまいちチェックをして、防災計画の1つとして盛り込んでいただきたいと思えます。

2つ目、これにもありますが、先ほど防災計画の中にありました津波。津波による災害予防について。地震が原因とする津波の襲来は、発生から十数分で到達が予想されます。本村の集落は全てが南向きで海に面し、また家屋のほとんどが海拔10メートル内にあります。津波の災害予防策についてはどうお考えでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

先ほども御指摘のありました座間味村地域防災計画については、なかなか読みにくいし、また津波については率直に申し上げまして、十分な具体的な避難とかそういうふうにはなっていません。そこで今回、時期を置いて、この防災計画マップを全戸配布したところなんですけど、御指摘のとおりほとんどの住居が海拔10メートル以内。そして、そういう色塗りをしたところでも、かなり5メートル、3メートルといろいろやっておりますけど、やはり、あの20メートル級の津波が来た際には、十分には対応できません。それで今後はもっときめ細やかに阿佐地区の場合、阿真地区の場合、座間味地区、阿嘉、そして慶留間地区と。そういうきめ細やかな避難ルートですとか、避難場所とか。そういうのも検討してまいりたいと思えます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

村のホームページ。非常に観光的にもアクセスが多いホームページだと、私も一村民、一議員として立派なホームページだと自負しております。そのホームページの左側に、座間味村役場からというコーナーがありまして、それをクリックすると、これは県の行政情報ですが、沖縄県による津波・土砂災害危険予想マッ

プの公表の下に、ぜひご覧ください、津波災害への備えというのがあるんですよ。これをクリックすると、津波・土砂災害危険予想マップが公表されています。座間味村では平成21年10月7日に情報をアップしているんですね。そこをクリックしてどんどん入っていくと、CGで津波の、津波発生から高潮、津波が押し寄せてくるまでのCGがあるんです。それを見るととてもおもしろいんですね。座間味村では座間味の集落に津波がどんどん押し寄せてくる画像があるんですね。それを見ると、久米島南東沖地震が発生して、座間味港の沖の防波堤、両側の防波堤まで到達するのが28分、5メートルの波が座間味港沖に到着します。1分後の29分、総合センターの前をそのまま突破します。その1分後、役場の前の南半分が全部水に浸かった状態。そしてその1分後には学校というすさまじい速度で1分ごとに5メートルの高波が来るようにこのCGでは見れるんですね。これは県がつくっているものです。それを考えると、本当に逃げ場のないような状況になるんですけれど、いち早く、早目にそういった対策、防災マップなり、それで村民に災害予防を呼びかけてほしいと思います。

3番目です。災害時の避難所の指定及び備蓄品の確保について。災害時の避難所なんですけれど、これはまた去った話なんですけど、去った本村の3月定例議会、3日間ありまして、3月の8、9、10日と3日間ありました。それで最終日の10日の日ですか、議会とそれから総務課長、公営企業課長、あと産業振興課長で、その防災マップに基づいた避難所をチェックして回ったんですね。行ったのは特に阿佐地区。それは議会だよりもありましたけれども、ごみに不法投棄があったので、それがかね合わせて阿佐の避難所を確認しに行きました。ついでに阿真の避難所ということで、阿真地区まで行ったんですけど、この防災マップではですね、座間味区が座間味総合センター、阿佐が阿佐公民館、阿真が阿真公民館、阿嘉が阿嘉総合センター、慶留間が慶留間の公民館と学校という形で、いずれも海にすぐ、どの家屋よりも民家よりも海に近いんですよ。果たしてそこを避難先として指定していいのかどうか。先ほど災害の備えについてはこの解説は非常にいいんじゃないかなと思ったんですけど、その防災マップはさほど見ないですね。現場に行ったら、何とみんな海の近くで、そこに集めたらみんな全滅するんじゃないかなと思いましたけれど、それは津波を予想しないでつくったのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

本村の災害時の避難所については今6カ所指定されております。阿嘉、慶留間、座間味の小中学校、そして座間味村の総合センター、そして旧阿嘉公民館、今は保健センターだと思うんです。そして慶留間公民館というふうに6カ所指定されていますが、これは要するに台風の対策として、常備3日間、そこで家屋が危なっかしいというところで強固なコンクリートの建物ということでやっています。ところが、災害マップもつくった後、この3月11日の東日本大震災を受けてですね、一応は展望台、高台に逃げましょうというのが私どものより高く、遠くではなくより高くというところのメッセージを出しています。しかし、これだけでも十分じゃありませんので、ビル契約という形ですね。例えばそれぞれ3階建て以上のビルに逃げるとか、そして先ほども申し上げたとおり、きめ細やかな、それぞれの部落で、それぞれの地区で、どのルートで逃げたほうが一番早く安全かと。その高さはどれぐらいかというところを検証して皆さんの意見も聞きながらですね、津波に対する避難場所です。一時的に逃げる場所をこれから検討していきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

そうですね、このマップではそれぞれ阿佐と阿真の公民館も入っているんですね。だから津波が来て、間違っこのマップどおり住民がそこへ行ったときには、民家よりも先に海に近いほうに集めるというのは、ちょっと論外ですので、早目にこれの改訂版をつくるなり、備えたほうが良いと思います。

さて、逆にですね、このマップでまたもう一つの盲点は、高いところ、今おっしゃった高いところが津波の避難に最適だと。本当に大震災が教訓だと思います。

座間味の東側と、先日、くしくも我々が見たのが3月10日、震災が11日なんですよ。なんかユタでも買ったような感じがしました、我々が見に行った翌日、震災、津波なんですね、大津波。それで、このマップで座間味の東側、古座間味の道、あそこはンビリと言うんですけど、古座間味に下りる頂点ですね、そこに行っている人たちもかなりいるんですよ。ところが本能で、向こうに行ったかもしれないんですけど、マップに基づいた誘導ではないんですね。そういったのも矛盾されているところがあるので、ぜひ、ンビリが悪いんじゃないですよ、例えば古座間味で遊泳をしているお客さんをどこに誘導するかというと、その高台が良いと思います。しかし、座間味の東側もすごく良いと思います。そういうのを全部統一されてぜひ老人、子供、観光客、しかも遊泳中、ダイビング中、いろいろあるので、それを全部想定してですね、その防災マップ、防災訓練、そうした誘導経路をつくってほしいものだと思います。

先日、ニュースで浦添市か宜野湾市だったか忘れたんですが、地区がところどころに海拔何メートルと表示というのがありましたね。非常に意識が高くなると思います。だから我が村も、観光客に対しても防災意識の強い村ということで、海に遊びに来た人が海で犠牲になったら困りますので、それも徹底しながら村民も含めて、ぜひ防災計画というかマップも含めて早目に取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、先ほど少し話が出ていましたが、実はこれも防災と私は関連づけて質問します。座間味村地域環境美化支援事業について。今年初めて耳にしたんですけども、座間味村地域環境美化支援事業についてお伺いします。1つ目には事業実施箇所、もうこれは実績が上がっていると思います。2つ目には事業実施期間、3つ目には事業費。これはそれぞれの事業費と全体の事業費をお願いします。それから4つ目に、事業にかかった財源ですね。以上、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

それでは座間味村地域環境美化支援事業についてお答えします。これは平成23年度新規事業でして、事業箇所というのはですね、予定しているのが村が管理する公共施設で、道路、公園、港湾というところの清掃をなさる活動団体。想定しているのが自治会、そして青年会、婦人会、PTA等を想定しています。6月20日までに申請の期限を切っていますので、今現在まだ募集中でございます。そして先ほど言いました総事業費とその事業費に関するんですけど、予算総額としては25万円程度、助成金で考えております。1団体5万円を限度に、柔軟性のある助成金の出し方をしたいなと思います。例えば草刈り機を既に持っているところは湯茶とか、そういうのにも使えるとか、そういうそれぞれの団体の状況に応じて使える。賃金等には使っていただきたいくはないんですが、それ以外には柔軟に使えるような支出の仕方を考えております。そして事業に係る財源については、これはもう単費、一般財源で組んでおります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先日の阿真の初会で、この事業による30万円弱の実績が決算で上がっていました。それは桜の苗をと言えば意味はわかりますよね。それは初めて私も聞いたもので、どういった事情かというか、別にけちをつけ

ているわけではないですよ。非常にいいなと思っています。それで阿真区の、そこにはもともとビジョンがあったから、すぐに取り組めたと思うんですけども、いきなりこれを示しだされて、何に使ったらいいかと困った区もあったらしいです。ところが阿真区はもともと、先ほど来この花とかの話が出ていますけれども、阿真チジ、阿真チジと言うと地域の地名で。決してヤフーの翻訳では出てきませんので。阿真チジを中心に桜並木をつくって、ゆくゆくは名所にしようと。もう一つですね、先ほど来、伺っている、阿真の避難箇所の整備をその中腹にやりたいということで、防災面、それから環境面、観光客誘致と一石二鳥、三鳥ぐらいのビジョンを持っていたんですね。だから取り組んでいると思うんですよ。それで、ぜひこの事業はほかの区にも一石三鳥ぐらいになるようにですね、高台に避難したといっても、高台で日干しになったら困るので、普段から村民が馴染める、観光客が寄る憩いの場として、できるところが中腹にあれば、こういった事業に取り組んで、ぜひ名所にしたり避難場所に指定するのめいかがなものかなと、あのときは非常にいいアイデアだと思いました。そこでお聞きします。この事業の財源はどこからですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

お答えします。先ほど違う事業の説明、議員が御指摘、御質問のある事業の説明をしてしまいました。まず、阿真区のほうで桜を造林したいという活動事業、大変私も感銘しました。それが私どもふるさと納税の財源として、そのふるさと納税を歳出化する際に環境ですとか、そういうふうに活動される団体に30万円程度交付していると思います。そして若干いろいろ周知もおそかったために、既に活動をなさっている団体においては、このように桜並木と桜の造林。もしくは苗木のほうもできないとか、いろいろ執行されているところもあると思います。それで今、質問に対する答えとしましては、ふるさと納税を財源として各団体のほうに30万円程度、実績があるところには助成をしているというところですよ。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先ほど4点の項目を質問したのは、修正ということですね。例えば1件に対して5万円とか、6月いっぱいというのは違いますよね。これについての実績はどこどこにあるんですか。今、阿真区の桜はありますけれども。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

今、大城課長からありましたとおり、ふるさと納税を活用して各区に、通常は地域美化ということで賃金も振り分けるという方法が今までの地域美化のあり方だったと思うんですけど、その区で考えていただくということで、この制度をつくりました。去年の10月のたしか区長会あたりで言ったんですが、やはり時期的に半年もないということで、何に使ったらいいんだということもありました。さてこの5区にですね、30万円ずつ、人口とか面積にかかわらず均等に助成しますという話をしたんですが、5区あるうち4区の自治区がこの財源で事業を行っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ふるさと納税ですから、他区域の人たちからの貴重な寄附金だと思います。使いどころによっては高く評

価されるし、それから、あげないほうがよかったのかなと思われるかもしれません。それで、それは使うべきだということで寄附しているわけですから、ぜひ使ったらですね、たとえば阿真の桜を植えた後は、これはこの資金を利用していると。寄附金によって事業が行われているということを表示するように。もし区ができれば、その表示ができるようなサイズ基準を決めてですね、この事業の応募と同時に、そういった条件も付すか、それか村のほうで、その表記をしてもらおうかということで、それがまたさらにふるさと納税を高める、原資を集めるきっかけにもなるんじゃないかと思います。それともう一つ、最後にお願いしたいのは、こういった公園の整備をしてですね、ぜひ避難所としての活用にできたらと思います。午後はハイペースで行きますので、最後に今の防災計画、いつごろできる予定ですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

地域防災計画の見直しになりますと地域防災会議を立ち上げましてですね、いろいろ課題もございます。いろいろおいそれとすぐにできるというものではございません。今は第4次総合計画も策定中でございますので、優先順位から考えますと地域防災計画で定めるよりも周知徹底する形の補完する資料としてですね、それぞれの地区のきめ細やかな避難ルートとか避難場所とか、そういうのをつくっていききたいなと思っています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

もちろん地域に、この地域防災会議みたいなものを各区に置いてですね、そういったところと早目に手を打っておかないと、災害はいつ来るかわかりません。という意味ですよ。だから、そういったハザードマップは早目につくって、地域の区長なり評議員なりと相談をしてですね、年寄りの誘導もあるし、そういったのも含めてこのマップだけはぜひ早目に整理してほしいと思います。以上で私の質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第6．議案第15号 専決処分の承認についてから議案第23号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会の設置についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

説明させていただきます。

議案第15号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、

次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

#### 記

- 1 専決処分した内容 平成22年度座間味村一般会計補正予算（第6号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成23年3月31日
- 4 専決処分の理由 平成22年度無線システム普及支援事業費における国庫補助金の取扱いについて、阿佐区地上デジタル放送共同受信組合へ直接補助するものと認識していたが、村予算を計上し同組合へ交付する間接補助として処理することが判明したため、補正予算を編成する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分した。

平成23年6月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

平成22年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

#### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成22年度座間味村一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

#### 平成22年度座間味村一般会計補正予算（第6号）

平成22年度座間味村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入総額それぞれ6,720千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,532,747千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|----------|---------|-----------|-------|-----------|
| 12 国庫支出金 |         | 66,792    | 6,720 | 73,512    |
|          | 2 国庫補助金 | 46,611    | 6,720 | 53,331    |
| 歳入合計     |         | 1,526,027 | 6,720 | 1,532,747 |

歳出

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前予算額    | 補正額   | 計         |
|-------|---------|-----------|-------|-----------|
| 2 総務費 |         | 281,709   | 6,720 | 288,429   |
|       | 1 総務管理費 | 248,854   | 6,720 | 255,574   |
| 歳出合計  |         | 1,526,027 | 6,720 | 1,532,747 |

議案第16号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成23年3月31日
- 4 専決処分の理由 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）が平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されることに伴い、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分した。

平成23年6月16日提出

座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

## 専 決 処 分 書

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）が平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されることになった。

これに伴い、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正し、平成23年4月1日から施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

### 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成23年4月1日

条 例 第 1 号

座間味村国民健康保険税条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項ただし書中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項ただし書中「10万円」を「12万円」に改める。

第20条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の座間味村国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第17号

#### 専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

#### 記

- 1 専決処分した内容 座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成23年3月31日

- 4 専決処分の理由 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第55号）が平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されることに伴い、座間味村国民健康保険条例の一部を改正する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分した。

平成23年6月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

### 専 決 処 分 書

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第55号）が平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されることになった。

これに伴い、座間味村国民健康保険条例の一部を改正し、平成23年4月1日から施行する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

### 座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成23年4月1日

条 例 第 2 号

座間味村国民健康保険条例（昭和47年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「35万円」を「39万円」に改める。

附則第2条を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に出産した被保険者に係る座間味村国民健康保険条例の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

## 議案第18号

### 専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

#### 記

- 1 専決処分した内容 平成23年度座間味村一般会計補正予算（第1号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成23年5月31日
- 4 専決処分の理由 平成22年度航路事業特別会計において、歳入が歳出に不足することが判明した。そのため、繰上充用が発生したため、一般会計において補正予算を編成する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分した。

平成23年6月16日提出

座間味村長 宮里 哲

#### （提案理由）

平成23年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成23年度座間味村一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成23年5月31日

座間味村長 宮里 哲

平成23年度座間味村一般会計補正予算（第1号）

平成23年度座間味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,927千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,303,060千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年5月31日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

| 款      | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|--------|---------|-----------|--------|-----------|
| 16 繰入金 |         | 44,052    | 45,927 | 89,979    |
|        | 2 基金繰入金 | 44,051    | 45,927 | 89,978    |
| 歳入合計   |         | 1,257,133 | 45,927 | 1,303,060 |

歳出

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 13 諸支出金 |         | 8         | 45,927 | 45,935    |
|         | 2 公営企業費 | 2         | 45,927 | 45,929    |
| 歳出合計    |         | 1,257,133 | 45,927 | 1,303,060 |

議案第19号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成23年5月31日
- 4 専決処分の理由 平成22年度航路事業特別会計において、歳入が歳出に不足することが判明した。そのため、繰上充用の手続きをとることとし、出納閉鎖期日までに補正予算を編成する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分した。

平成23年6月16日提出

座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成23年5月31日

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,927千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ619,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年5月31日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 補 正 予 算

歳 入

（単位：千円）

| 款         | 項           | 補正前の額   | 補 正 額  | 計       |
|-----------|-------------|---------|--------|---------|
| 1 事 業 収 入 |             | 573,106 | 45,927 | 619,033 |
|           | 3 営 業 外 収 益 | 3       | 45,927 | 45,930  |
| 歳 入 合 計   |             | 573,111 | 45,927 | 619,038 |

歳 出

（単位：千円）

| 款          | 項          | 補正前の額   | 補 正 額  | 計       |
|------------|------------|---------|--------|---------|
| 7 前年度繰上充用金 |            | 1       | 45,927 | 45,928  |
|            | 1 前年度繰上充用金 | 1       | 45,927 | 45,928  |
| 歳 出 合 計    |            | 573,111 | 45,927 | 619,038 |

## 議案第20号

### 緊急雇用道路清掃中の事故に関する和解等について

緊急雇用道路清掃中の事故に関する和解及び損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 緊急雇用道路清掃中の事故
- 2 当 事 者 損害賠償請求者  
座間味村字座間味434番地10  
前田健一  
損害賠償支払者  
座間味村字座間味109番地  
座間味村
- 3 事故発生年月日 平成22年6月2日
- 4 事故発生場所 村道高月山線
- 5 損害賠償額 300,000円
- 6 和解内容 別紙のとおり

平成23年6月16日

座間味村長 宮 里 哲

#### 理 由

緊急雇用道路清掃中の事故について和解をし、及び損害賠償額を定めるためには、地方自治法第96条1項第12号の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

#### 別紙

#### 和 解 内 容

- 1 座間味村は、前田健一に対し、本件事故の損害賠償として、金30万円の支払義務があることを認める。
- 2 座間味村は、前田健一に対し、前条に定める金額を指定期日までに、同人の指定する口座に、振込方法によって支払う。（振込手数料は座間味村の負担とする。）
- 3 前田健一は、座間味村の前条の支払い後、速やかに那覇簡易裁判所平成22年（ハ）第2970号慰謝料請求事件を取り下げる。
- 4 前田健一は、その余の請求を放棄する。
- 5 前田健一及び座間味村は、その間に、本件事件に関して、本和解条項に定めるほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

議案第21号

平成23年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年6月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村一般会計補正予算（第2号）

平成23年度座間味村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,730千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,327,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年6月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 13 県支出金 |         | 69,575    | 5,890  | 75,465    |
|         | 3 県委託金  | 29,427    | 5,890  | 35,317    |
| 16 繰入金  |         | 89,979    | 18,355 | 108,334   |
|         | 2 基金繰入金 | 89,978    | 18,355 | 108,333   |
| 18 諸収入  |         | 11,043    | 485    | 11,528    |
|         | 4 雑入    | 11,009    | 485    | 11,494    |
| 歳入合計    |         | 1,303,060 | 24,730 | 1,327,790 |

歳 出

(単位：千円)

| 款           | 項               | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|-------------|-----------------|-----------|--------|-----------|
| 2 総 務 費     |                 | 187,094   | △1,969 | 185,125   |
|             | 1 総 務 管 理 費     | 154,278   | △1,969 | 152,309   |
| 3 民 生 費     |                 | 139,911   | △300   | 139,611   |
|             | 1 社 会 福 祉 費     | 117,669   | △300   | 117,369   |
| 4 衛 生 費     |                 | 108,235   | 3,608  | 111,843   |
|             | 1 保 健 衛 生 費     | 76,583    | 523    | 77,106    |
|             | 2 清 掃 費         | 31,652    | 3,085  | 34,737    |
| 6 農 林 水 産 費 |                 | 61,475    | 2,717  | 64,192    |
|             | 1 農 業 費         | 14,054    | 600    | 14,654    |
|             | 2 林 業 費         | 21,738    | 2,117  | 23,855    |
| 7 商 工 費     |                 | 38,215    | 1,096  | 39,311    |
|             | 1 商 工 費         | 38,215    | 1,096  | 39,311    |
| 8 土 木 費     |                 | 98,904    | 16,901 | 115,805   |
|             | 1 土 木 管 理 費     | 10,061    | 402    | 10,463    |
|             | 2 道 路 橋 り ょ う 費 | 13,783    | 7,999  | 21,782    |
|             | 3 河 川 費         | 8,999     | 100    | 9,099     |
|             | 7 空 港 費         | 23,575    | 8,400  | 31,975    |
| 10 教 育 費    |                 | 323,283   | 2,677  | 325,960   |
|             | 1 教 育 総 務 費     | 57,343    | 2,677  | 60,020    |
| 歳 出 合 計     |                 | 1,303,060 | 24,730 | 1,327,790 |

議案第22号

座間味村税条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成23年6月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

東日本大震災の被災者の負担軽減を図るため、村長税等に係る督励措置を講ずる等の必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

## 座間味村税条例の一部を改正する条例

平成23年6月16日

条例第3号

座間味村税条例（昭和58年3月14日条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

- 第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。
- 3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。
- 4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。
- 5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

- 第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とある

のは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第24条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所及び氏名
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第56条第3項の規定によりおん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等(以下この項において「仮換地等」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特

定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第23号

### 沖縄県消防通信指令施設運営協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町、本部町今帰仁村消防組合、「島尻消防、清掃組合」、東部消防組合、中城北中城消防組合、金武地区消防衛生組合、国頭地区行政事務組合及び比謝川行政事務組合は、消防通信指令施設の整備及び運用に関する協議を行うため、次のとおり規約を定め、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設置することについて、同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成23年6月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

平成15年の電波法関係審査基準（平成15年総務省訓令第82号）の改訂により、平成28年5月末日までに消防用デジタル通信方式に移行することに伴い、沖縄県内に所在するすべての市町村等の消防通信指令施設の整備費用の低廉化を図り、消防サービスの高度化及び消防力を強化するため、消防通信指令施設の整備及び運用に関する沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設置する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

### 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約

#### 第1章 総則

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、住民の期待と信頼に応えることができる消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防通信施設及び消防指令施設の整備・運用に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、沖縄県消防通信指令施設運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会を設ける市町村及び一部事務組合)

第3条 協議会は、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名

村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町、本部町今帰仁村消防組合、「島尻消防、清掃組合」、東部消防組合、中城北中城消防組合、金武地区消防衛生組合、国頭地区行政事務組合及び比謝川行政事務組合（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。

（協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、次に掲げる事務を担当する。

- （1）消防通信施設の整備・運用に関する事務
- （2）消防指令施設の整備・運用に関する事務
- （3）前2号に掲げるもののほか、必要な事務

（協議会の事務の管理及び執行の効力）

第5条 協議会は、前条の事務の管理及び執行の効力を法第252条の5の規定に基づき、那覇市長、宜野湾市長、石垣市長、浦添市長、名護市長、糸満市長、沖縄市長、豊見城市長、うるま市長、宮古島市長、伊江村長、渡嘉敷村長、座間味村長、粟国村長、渡名喜村長、南大東村長、北大東村長、伊平屋村長、伊是名村長、久米島町長、多良間村長、竹富町長、与那国町長、本部町今帰仁村消防組合管理者、「島尻消防、清掃組合管理者」、東部消防組合管理者、中城北中城消防組合管理者、金武地区消防衛生組合管理者、国頭地区行政事務組合管理者及び比謝川行政事務組合管理者の名において、沖縄県消防通信指令施設運営協議会会長が行った事務の管理及び執行は、当該関係団体の長が管理し、及び執行したものであるものとしての効力を有する。

（協議会の事務所）

第6条 協議会の事務所は、那覇市に置く。

## 第2章 協議会の組織

（組織）

第7条 協議会は、会長1名、副会長1名及び委員をもってこれを組織する。

（会長及び副会長）

第8条 会長及び副会長は、関係団体の長が協議して定めた消防長をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第9条 委員は、関係団体の消防長（会長、副会長である消防長を除く。）をもって充てる。ただし、非常備消防町村にあっては、当該関係町村の長が指名する者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長の職務）

第10条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

（事務局）

第11条 協議会の担任する事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（職員）

第12条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の配分については、協議会の協議により、別に定める。

2 関係団体の長等は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該関係団体の職員の中から、

選任するものとする。

- 3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該関係団体にその解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第13条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

### 第3章 協議金の会議

(会議)

第14条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第15条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第16条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第17条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行

(関係団体の長の名においてする事務の管理及び執行)

第18条 協議会がその担任する事務を関係団体の長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会の事務所を置く関係団体の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例、規則等」という。）を関係団体の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行することができる。

- 2 前項の条例、規則等が改廃された場合においては、協議会の事務所を置く関係団体の長は、その旨を協議会の会長に通知しなければならない。

### 第5章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

第19条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係団体が負担する。

- 2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体の長が協議して定める負担金割合によるものとする。

(財産の取得、管理及び処分等の方法)

第20条 協議会の担任する事務の用に供する財産又は公の施設に関しては、関係団体が協議してそれぞれ取得し、若しくは処分し、又は設置し、若しくは処分するものとし、当該財産又は公の施設の管理は、協議会が行う。

- 2 協議会は、前項の財産又は公の施設を管理する場合においては、当該管理を関係団体の条例、規則その

他の規程の定めるところにより行うものとする。

(契約)

第21条 協議会の予算の執行に伴う契約で協議会の規程で定めるものについては、会長は、協議会の会議を経なければ、これを締結することができない。

(監査)

第22条 協議会の出納は、関係団体が協議をして定めた監査委員を委嘱して監査する。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第23条 協議会の委員等は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が別に定める。

(その他の財務に関する事項)

第24条 この規約に特別の定めがあるものを除く外、協議会の財務に関しては、法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。ただし、必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 補則

(退会)

第25条 協議会を退会しようとする関係団体は、退会届出書を会長に提出するものとする。

2 退会に必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第26条 協議会が解散した場合においては、関係団体がその協議によりその事務を承継する。

この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、事務を承継した関係団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

(協議会の規程)

第27条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

## 附 則

この規約は、法第252条の2第2項による届け出の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

### ○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第15号 専決処分の承認についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

3番 金城善昇議員。

### ○ 3番（金城善昇議員）

この議案に対しては今月の定例会でも予算の額というのが出ておりましたけれども、この事業はもう完結して施設の運用開始は行っておりますか。

### ○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

### ○ 政策調整監（垣花 健）

阿佐地区の地デジについては工事完了しまして、運用開始しております。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。質疑なしです。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第15号 専決処分の承認については、承認することに決定いたしました。

日程第8. 議案第16号 専決処分の承認についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第16号 専決処分の承認については、承認することに決定いたしました。

日程第9. 議案第17号 専決処分の承認についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 専決処分の承認についてを採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第17号 専決処分の承認については、承認することに決定いたしました。

日程第10. 議案第18号 専決処分の承認についてを議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。  
（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。  
（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第18号 専決処分の承認についてを採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第18号 専決処分の承認については、承認することに決定いたしました。

日程第11. 議案第19号 専決処分の承認についてを議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。  
（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。  
（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第19号 専決処分の承認についてを採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第19号 専決処分の承認については、承認することに決定いたしました。

日程第12. 議案第20号 緊急雇用道路清掃中の事故に関する和解等についてを議題といたします。  
これから質疑を行います。  
3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

議案第20号なんですけど、緊急雇用道路清掃中の事故ということになっていますけど、これは和解等につ

いてとなっていますけれども、これは和解ということは、これ裁判関係が発生したと思うんですけども、最初からこの30万円という額はどのようにして決められたのか。それともほかに額があったのかどうか。その辺をちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問、緊急雇用道路清掃中の事故なんですけど、当初の請求金額は120万円で請求がありました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

当初120万円の請求があって、この損害賠償額が30万円に決定したということになっておりますが、それに至った理由というのを教えてもらっていいですか。判決ですか。その内容を。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

口頭弁論を4回行っております。そういう中で弁護士同士での調整等を行いまして、金額的に30万円ということになっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

緊急雇用対策でやっていると思うんですけど、これは村の臨時職員ではなくて賠償というのは、仕事があるときに、保険関係はどうなっているのか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

緊急雇用対策事業ということで雇用保険を一応やっております。けがをした際にもですね、雇用保険で手続をとるという説明をしたんですけど、失礼しました。修正します公務災害であります。そういうことで、進めたんですけど後遺症が残るということで、受けないでそういう裁判に至ったという経緯です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは公務災害ということで、大丈夫ということになっておりますけれども、労災のほうで認められているとは思いますが、役場がやる仕事でですね、ほかにもいろいろあると思うんですよ。草刈り作業であったりとか、緊急雇用対策ではない、要するに常用で雇用するときに作業中に事故が発生する場合がありますと主なんですけど、そのときにですね、対応できる保険等、ちょっとした仕事で掛けられる傷害保険みたいなものを、これからはいろんなものがあると思うんですよ、小さいもの、大きいもの。そういうときに保険を掛けるような考えを持っておられるかどうか。その辺をちょっとお聞きしたいんですよ。これはなぜかと言いますと、何年か前にですね、艇庫で事故があったときに保険が掛かっていないということで、問題になったことがありますので、施設利用にしてもそうですが、こうやって作業をさせるときに、今は草刈り機なんて

使ったりしますからね、非常に大きいけがに、へたすれば死亡事故につながる場合もありますので、今後はそういう保険に対する勉強をして、小さいことでも対応できるようにしてもらいたいと思っているんですが、その保険についての考えをちょっとお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

緊急雇用と、そして造林事業には一応保険を今、適用しております。今、議員からお話がありました草刈り、軽微な作業等については実際、保険はやっておりません。しかし、そういう事故等が想定されますので、保険を適用できるような対策を考えていきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これはですね、万が一けがをされた場合にも安心して補償してもらえると、そういう人たちに対する安心感とですね、またこちらがいちいち財政の予算化しないでも済むような感じで、やるたびに裁判にかけられていたらとんでもない話ですから、それに対する費用もばかになりませんので、早目早目にそういうことは勉強して手が打てるようにしておいてください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 緊急雇用道路清掃中の事故に関する和解等についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第20号 緊急雇用道路清掃中の事故に関する和解等については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第21号 平成23年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

10ページのほうをお聞きしたいと思います。こちらのほうに工事請負のあずまやの60万円の移転工事費がありますが、この発生はどうしてなったのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問、あずまやの移転なんですけど、そのあずまやはですね、平成14年に農山村広場公園事業として整備したものであります。そのあずまやが建っている土地が個人有地でありまして、それで賃貸契約でやっております。その賃貸契約の期間が平成15年4月1日から平成20年3月までということになっておりましたが、たしか平成20年10月ですか、個人の売買になっておりまして、そういうことで、それを買われた地権者から土地を使用するということで、どうしても移動してほしいという要望があり、今回、移転費用として計上しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これは大きな失態ですよ。役所としましては。今、こちらのほうに図面をもらっているんですけども、これ今、権利が発生したというのはこの赤い印はみんなですか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

今、お手元にお配りしてあるこの図面なんですけど、赤いラインで引いてある512-4番地、そして512-1番地、この2筆が一応売買になっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これはですね、補助事業でもってこの道はちゃんと道路の改修はやったと思います。これにつきましてはやはり県としましても、国としましても皆さんの同意を得ているということになって、初めて事業が進んでいるわけです。それで、その土地の名義がまだ変更されていない。これは多分、それだけの土地は、その当時、できるということで、地代も払っているかもわからないわけですよ。平成12年のものであって。ただ、名義が変更していないからこうなっているのか、そうじゃないと、この道路というのは大変ですよ。これは本当に執行部がやることかというのが非常に私は疑問に思う。今さらまたこれが来たというのは、本当に大変なことじゃないですか。これは簡単なようですけども、非常に難しい事件なんです。これは。もしその人が道路を、この地権者がこれは私のものですから道路を封鎖しますと言ったらどのようにしますか。こういうのはよくあるんですよ。沖縄市なんかで学校の運動場が、何かお金を借りるときに抵当で払いましてですね、長男坊が本土に行って帰って来たら自分の土地が運動場に入っていると。そして杭を打って運動場を囲った例もあるんですよ。だから、こんな大きな失態というのは、これはその当時の課長たちは何をやってたのか、考えられませんよ、これは。阿真部落に入れられないじゃないですか、これ。個人の土地を簡単に没収をしてですよ、だからこれは、賃金を払う。これだけの土地代を払って、登記がまだなのか。これが第1点ですね。土地代は払っているけど、村がその登記をまだ未登記になっていて、そのまま個人名義がそのまま残っている可能性もあるわけですよ。そうじゃないと、国も県も補助事業としてそれだけの工事というのはできませんよ絶対、承認がなければ。そういうところはちゃんと調べているかどうかお聞きしたい。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

## 再 開

### ○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

金城英幸産業振興課長。

### ○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの座間味阿真線の登記の件なんですけど、工事も30年前にされておまして、登記の確認ですか、それは今できておりませんが、公文書の保管の期間もとっくに過ぎていて、その文書等も今は探せないという状況であります。現所有者の、今は売買になっているけど、当時の所有者に迷惑をかけてはいけないということで今回、売買になっておりますので、今のあずまやの移転等ということで調整してやっております。登記は大変申しわけないんですが、確認はできておりません。

### ○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

### ○ 2番（金城勝英議員）

この地権者におきましても今、512-1というのは僅かな土地なんです。これはあずまやを動かしても、そこを利用するものは何もないわけですよ。だから、これの解決がどうなっているか、そこまではその地権者に、移動につきましてはもうちょっと待ってもらえないか、何か村がまたいい考えがあったら、ちょっとまたどこかにこの土地利用等、これを代替するというのは非常に村ではやったことがないんですけども、今回の場合だけは、このようにしてもらわないと困る件もあるわけなんです。私らは、だから、そのそばの今は保安林みたいなものがあるので、そこを県のほうといろいろ調整しながら、そのままのあずまやはそのまま置いておいて、前に持っていく方法。それだけの土地の分を前に持って行ってあげようとか、地権者と相談しながら、行政はちょっと前向きに考えてもらいたいと思います。一応、この点は終わりたいと思います。

### ○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

### ○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

### ○ 3番（金城善昇議員）

この移転費に関してというよりも、これの工事が30年前に行われたというのは、びっくりしましたけれど、512-1、512-4ですか、この範囲というのはかなり大きいわけですよ。道路半分ぐらい重なっているようなところもありますけれども、これは今、同僚議員から話があったように、これは等価交換という感じでほかの土地を代替でやる方法とかを考えてやるわけにはいかないかなというのも確かにありますよ。これだけの土地をまた提訴になったら大変な話ですからね。ここを外まで使うんだという話になった場合には、この道路には污水管も入っているわけですし、水道管も入っているわけですから、そこまで発展する可能性も出てくるわけですからね、その辺も考えないといけないのではないかと。あと、確かにちょこちょこことありましたけど、本当にこれは土地代は本当に払ってあるのかなのか。払ってないで未登記なのか、払っているけど登記変更していないのか、その辺もちょっと疑問に思ってくる部分が出てきますからね。そうでないとこれは、もっと東側のほうの半分は個人名義の土地になっているところが、おとといの資料では判明していますのでね、その辺も含めてどうであるかという調査も必要にはなると思いますよ。以上です。

### ○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成23年度座間味村一般会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第21号 平成23年度座間味村一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第22号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第22号 座間味村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第23号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会の設置についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会の設置についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第23号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会の設置については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 同意第2号 座間味村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

同意第2号

座間味村教育委員会委員の任命について

下記の者を座間味村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字座間味854番地  
氏 名 喜屋武 敦  
生年月日 昭和43年7月26日

平成23年6月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

○ 議長(中村秀克)

以上で提出議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 座間味村教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって同意第2号 座間味村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第17. 報告第1号 平成22年度座間味村繰越明許費繰越計算書(一般会計)についてから報告第3号 平成22年度座間味村繰越明許費繰越計算書(漁業集落排水事業特別会計)についてまでを一括報告とします。

本案についての報告の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

それでは報告1号から3号まででございます。

平成22年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成22年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成22年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

| 款 | 項 | 事業名                              | 金額             | 翌年度繰越額         | 左の財源内訳         |         |      |    |     |              |
|---|---|----------------------------------|----------------|----------------|----------------|---------|------|----|-----|--------------|
|   |   |                                  |                |                | 既収入<br>特定財源    | 未収入特定財源 |      |    |     | 一般財源         |
|   |   |                                  |                |                |                | 国庫支出金   | 県支出金 | 起債 | その他 |              |
| 2 | 1 | 書庫修繕事業<br>(きめ細やかな臨時交付金)          | 円<br>2,100,000 | 円<br>2,100,000 | 円<br>2,000,000 | 円       | 円    | 円  | 円   | 円<br>100,000 |
| 2 | 1 | 公共施設修繕事業<br>(きめ細やかな臨時交付金)        | 2,100,000      | 2,100,000      | 2,000,000      |         |      |    |     | 100,000      |
| 2 | 1 | 地域美化事業<br>(きめ細やかな臨時交付金)          | 2,100,000      | 2,100,000      | 2,000,000      |         |      |    |     | 100,000      |
| 3 | 2 | 平和の塔整備事業<br>(きめ細やかな臨時交付金)        | 1,050,000      | 1,050,000      | 1,000,000      |         |      |    |     | 50,000       |
| 3 | 2 | 座間味港緑地公園整備事業<br>(きめ細やかな臨時交付金)    | 11,550,000     | 11,550,000     | 11,000,000     |         |      |    |     | 550,000      |
| 4 | 1 | 簡易水道事業特別会計繰出金<br>(きめ細やかな臨時交付金)   | 1,900,000      | 1,900,000      | 1,800,000      |         |      |    |     | 100,000      |
| 4 | 1 | 座間味診療所車両購入事業<br>(きめ細やかな臨時交付金)    | 1,520,000      | 1,520,000      | 1,450,000      |         |      |    |     | 70,000       |
| 4 | 2 | 塵芥車両購入費<br>(きめ細やかな臨時交付金)         | 5,000,000      | 5,000,000      | 4,647,000      |         |      |    |     | 353,000      |
| 6 | 3 | 漁業集落排水事業特別会計繰出金<br>(きめ細やかな臨時交付金) | 3,150,000      | 3,150,000      | 3,000,000      |         |      |    |     | 150,000      |
| 8 | 2 | 街灯設置及び修繕事業<br>(きめ細やかな臨時交付金)      | 1,050,000      | 1,050,000      | 1,000,000      |         |      |    |     | 50,000       |

| 款         | 項          | 事業名                                 | 金額         | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳      |            |      |    |     |           |
|-----------|------------|-------------------------------------|------------|------------|-------------|------------|------|----|-----|-----------|
|           |            |                                     |            |            | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源    |      |    |     | 一般財源      |
|           |            |                                     |            |            |             | 国庫支出金      | 県支出金 | 起債 | その他 |           |
| 9<br>消防費  | 1<br>消防費   | 消防自動車車庫整備事業<br>(きめ細やかな臨時交付金)        | 1,580,000  | 1,580,000  |             | 1,500,000  |      |    |     | 80,000    |
| 9<br>消防費  | 1<br>消防費   | 救急(福祉)車両購入事業<br>(きめ細やかな臨時交付金)       | 3,680,000  | 3,680,000  |             | 3,500,000  |      |    |     | 180,000   |
| 10<br>教育費 | 2<br>小学校費  | ケラマ鹿進入防止策工事<br>(きめ細やかな臨時交付金)        | 1,900,000  | 1,900,000  |             | 1,800,000  |      |    |     | 100,000   |
| 10<br>教育費 | 5<br>社会教育費 | 学校図書充実事業<br>(住民生活に光をそそぐ臨時<br>交付金)   | 3,870,000  | 3,870,000  |             | 3,680,000  |      |    |     | 190,000   |
| 10<br>教育費 | 5<br>社会教育費 | 地域文庫図書充実事業<br>(住民生活に光をそそぐ臨時<br>交付金) | 1,660,000  | 1,660,000  |             | 1,580,000  |      |    |     | 80,000    |
| 合計        |            |                                     | 44,210,000 | 44,210,000 |             | 41,957,000 |      |    |     | 2,253,000 |

平成23年6月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成22年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成22年度座間味村繰越明許費繰越計算書

簡易水道事業特別会計

| 款  | 項 | 事業名                            | 金額             | 翌年度繰越金         | 左の財源内訳      |                |      |    |     |              |
|----|---|--------------------------------|----------------|----------------|-------------|----------------|------|----|-----|--------------|
|    |   |                                |                |                | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源        |      |    |     | 一般財源         |
|    |   |                                |                |                |             | 国庫支出金          | 県支出金 | 起債 | その他 |              |
| 1  | 1 | 座間味浄水場活性炭取替事業<br>(きめ細やかな臨時交付金) | 1,900,000      | 1,900,000      |             | 1,800,000      |      |    |     | 100,000      |
|    |   |                                |                |                |             |                |      |    |     |              |
| 合計 |   |                                | 円<br>1,900,000 | 円<br>1,900,000 | 円           | 円<br>1,800,000 | 円    | 円  | 円   | 円<br>100,000 |

平成23年6月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成22年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成22年度座間味村繰越明許費繰越計算書

漁業集落排水事業特別会計

| 款  | 項 | 事業名                           | 金額             | 翌年度繰越金         | 左の財源内訳      |                |      |    |     |              |
|----|---|-------------------------------|----------------|----------------|-------------|----------------|------|----|-----|--------------|
|    |   |                               |                |                | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源        |      |    |     | 一般財源         |
|    |   |                               |                |                |             | 国庫支出金          | 県支出金 | 起債 | その他 |              |
| 1  | 1 | 阿嘉浄化センター修繕事業<br>(きめ細やかな臨時交付金) | 3,150,000      | 3,150,000      |             | 3,000,000      |      |    |     | 150,000      |
|    |   |                               |                |                |             |                |      |    |     |              |
| 合計 |   |                               | 円<br>3,150,000 | 円<br>3,150,000 | 円<br>0      | 円<br>3,000,000 | 円    | 円  | 円   | 円<br>150,000 |

平成23年6月16日提出

座間味村長 宮里 哲

以上でございます。よろしくお願いいたします。以上、報告をいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで報告の説明を終わります。

日程第20. 発議第3号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを議題といたします。

発議第3号は会議規則第29号の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第3号は提案理由を省略することに決定いたしました。

発議第3号

平成23年6月16日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員  
大城 晃  
賛成者 座間味村議会議員  
金城勝英

「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書

日々の教育の発展のために、御協力いただいていることに敬意を表します。

さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。

そのためには財政的な保障が必要であり、それは国・都道府県・市町村の教育の役割をどう担うかの検討も充分なされないまま国庫負担の大幅な見直しがされ、5年前、国は義務教育の国庫負担率をこれまでの「2分の1」から「3分の1」に削減しました。現在においても地方分権や道州制などの議論の中で、財源確保として国から地方への「一括交付金」「教育一括交付金」等の問題が出されており、予断を許しません。

もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に多くの離島へき地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが予想されます。

子どもたちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。

つきましては、以下の事項を強く求めます。

## 記

- 一、義務教育費国庫負担制度については、国の負担を（2分の1以上に）復元すること。
- 一、段階的に「35人以下学級」を実現するとして教職員定数改善計画を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置も拡充すること。
- 一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえ教員の処遇改善に努めること。
- 一、教育予算を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年6月16日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣 菅 直人 様  
文部科学大臣 高木 義明 様

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件のための意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第3号「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件のための意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 発議第4号 嘉手納基地並びに普天間飛行場における訓練激化・騒音激増及び外来機飛来に関する抗議決議についてを議題といたします。

発議第4号は会議規則第29号の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第4号は提案理由を省略することに決定いたしました。

発議第4号

平成23年6月16日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員

金城善昇

賛成者 座間味村議会議員

金城弘昭

嘉手納基地並びに普天間飛行場における訓練激化・騒音激増  
及び外来機飛来に関する抗議決議

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

嘉手納基地並びに普天間飛行場における訓練激化・騒音激増  
及び外来機飛来に関する抗議決議

米空軍嘉手納基地では、同基地に所属するF15戦闘機やF22Aラプターステルス戦闘機、AV8Bハリヤー戦闘攻撃機等の外来機による訓練が激化し、100デシベルを超える猛烈な爆音によって周辺住民は極度の負担軽減を強いられ、生活環境が破壊されている。

日米両政府は、米軍再編により嘉手納基地の負担軽減を図るとしているが、相次ぐ外来機の訓練激化で、負担軽減どころか同基地の機能はより強化されている。

また、米軍普天間飛行場においては、航空機経路の拡大による爆音被害が宜野湾市を含めた周辺市町村へ多大な影響を及ぼしており、これ以上の負担増大は絶対に容認できない。とりわけ、地元嘉手納町議会、北谷町議会では、外来機の飛来や訓練激化、爆音被害の増大等に対し、その都度臨時議会を開催し、日米両政府に対し厳重に抗議を行って来たが、一向に改善されない状態である。

よって、本議会は、住民の生命、財産、人権と平穏な生活を守る立場から、このような一連の事態に厳重に抗議するとともに、貴職が本決議の主旨を踏まえ、下記事項について米軍及び米国政府に対し厳重に申し入れを行うよう強く要求する。

#### 記

- 1、 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。
- 2、 嘉手納基地に特化した基地使用協定の締結を図ること。
- 3、 米兵、軍属に対する教育の徹底と綱紀粛正を求めること。
- 4、 騒音防止協定を遵守し、騒音被害の解消を図ること。

以上、決議する。

平成23年6月16日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄防衛局長、外務省沖縄全権大使

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号 嘉手納基地並びに普天間飛行場における訓練激化・騒音激増及び外来機飛来に関する抗議決議についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第4号 嘉手納基地並びに普天間飛行場における訓練激化・騒音激増及び外来機飛来に関する抗議決議については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 発議第5号 日米地位協定の抜本的な改定を求める要望決議についてを議題といたします。

発議第5号は会議規則第29号の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第5号は提案理由を省略することに決定いたしました。

発議第5号

平成23年6月16日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員

宮里清之助

賛成者 座間味村議会議員

宮里祐司

## 日米地位協定の抜本的な改定を求める要望決議

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

## 日米地位協定の抜本的な改定を求める要望決議

本年1月12日の午後9時頃、沖縄市内で在沖米軍軍属の男性が運転する車輛が対向車線に進入し、北中城村出身の男性が運転する軽自動車に正面衝突し、死亡させる事故が発生した。この事故で軍属の男性は、自動車運転過失致死罪で送検されたが、「公務中」という理由で、日本国は裁判権を行使できないとして、那覇地検は軍属の男性を不起訴処分とした。

人命が失われた車両事故でも、軍人・軍属は、「公務中」と一事で、過失の程度も検証されずに不起訴処分とされる。

このような「日米地位協定」は不条理である。また、職務上の催事で飲酒した場合でも、運転能力を著しく低下させない程度であれば「公務中」に含まれるとする米軍優先のためだけの地位協定の運用は、国内法を無視した不当極まりないものである。

今回の事故で息子を亡くした母親は、『相手が軍人・軍属だからしかたがないでは絶対に終わらさない』、『たとえ公務中であろうが、日本国内で起こした犯罪を日本国で裁けないのはおかしい』と、差別的な『地位協定』に対する怒りと心情を吐露している。母親のこのような怒りと憤りは、地元住民及び県民が等しく共有するところである。

沖縄の祖国復帰から39年が経過した今なお、「公務中」だから、「軍人・軍属」だからとして、かつての米軍の治外法権的な米軍の特権に対し強い怒りを覚えるものであり、断じて容認できるものではない。「日米地位協定」を速やかに改定し、米軍の治外法権的特権をなくし、米軍への日本国内法適用とその遵守義務付けるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成23年6月16日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、  
外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長、  
米国務長官、米国務省日本部長、駐日米国大使、在沖米国総領事

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号 日米地位協定の抜本的な改定を求める要望決議についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第5号 日米地位協定の抜本的な改定を求める要望決議については、原案のとおり可決されました。

これで、本定例会の日程は、すべて終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成23年第2回座間味村議会定例会を閉じます。

閉 会 (午後2時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 金 城 善 昇

署名議員 金 城 弘 昭